

令和6年第1回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

令和6年3月15日（金曜日）午前9時 開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16名）

1番	吉村知浩	2番	高橋知子
3番	瀬川照司	4番	飯尾龍也
5番	片岡孝一	6番	高橋時男
7番	寺町茂	8番	澤村均
9番	高橋勇樹	10番	今枝和子
11番	高田浩視	12番	河村志信
13番	鏝本規之	14番	臼井悦子
15番	道下和茂	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	久富和浩
教育長	川治秀輝	総務部長	村澤勲
企画部長	林玲一	市民環境部長	青木竜治
健康福祉部長	小椋真二	産業建設部長	高木孝人
林政部長	高井和之	上下水道部長	谷口博文
教育委員会 事務局長	瀬川清泰	会計管理者	川口直紀

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	大久保守康	議会書記	山本憲
議会書記	廣瀬知倫	議会書記	後藤謙治

開議の宣告

○議長（大西徳三郎君）

皆さん、おはようございます。

今日は暖かい一日になるということですが、今日一日一般質問をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、会議を始めたいと思ひます。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

なお、録画放送のため、議場内において一般質問を放送関係職員が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 一般質問

○議長（大西徳三郎君）

日程第1、一般質問を行います。

4番 飯尾龍也君の発言を許します。

飯尾君。

○4番（飯尾龍也君）

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず、最初はカーボンニュートラル社会についてですが、この質問項目は、最初、私が2021年の12月議会で最初の質問した項目になります。なぜこれを再度今回やるかといいますと、前回大変初心のなかなか難しい問題だという形で質問の項目をあっさりと終わったばかりで、なかなかいい回答が得られていないという思いがありました。また、それから本市がカーボンニュートラルに向けてどのように具体的に進めているかをぜひとも知りたいという思いで、この質問に入りたいと思っています。

まず、令和6年度の地方財政措置概算要求に当たっての各府省への総務省から地方財政法（昭和23年法律第109号）第21条及び第22条の規定に基づいた地方財政の健全性を保持するための地方公共団体の負担を伴う概算要求書及び法令案に関し、総務大臣の意見を求めなければならないこととされている。この項目によって概算要求を各省庁に申入れをしています、総務省は、そこからちょっと抜粋してきているんですが、その中で内閣官房、内閣府、文科省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省に対して地域脱炭素を実現するための取組の推進という形で、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）、GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）等に基づいた地域脱炭素の加速化を図るに当たっての地方の意見を十分に踏まえ、地域脱炭素移行再エネ推進交付金をはじめ所要の財源を確保するなどの必要な措置を講じられたいという申入れの要

旨からちょっと抜粋して申し上げます。

この中からまず令和2年度10月に2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするため、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、第204回国会で成立した地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）により、この目標を法定化しました。また、令和3年4月に2050年目標と整合的に野心的な目標として、令和12年度に温室効果ガスを平成25年度から46%削減することを目指すこと、またさらに50%の高みに向け挑戦を続けることを表明しました。

このような中で、全国の市町村でゼロカーボンシティ宣言を2050年までに二酸化炭素実質排出量をゼロに取り組む表明をしたのは、令和元年9月時点で4団体を基点に全国に拡大して令和5年6月30日時点で973団体。これは全国の都道府県下にある1,718市町村プラス23特別区から見ますと大体半分近くですね。これがもうゼロカーボンシティ宣言をしているということで、こういう状況なので、本市はどのような状況なのかなという思いもあり、この質問に入ってきました。

また、それからロードマップでは、今後5年間を集中期間として政策を総動員していく。少なくとも100か所を先進地域で、地域特性に応じた取組をやっていくという形で。また、この中では2030年度までには民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について、実質ゼロ等を実現するとともに、自家消費型の太陽光発電、住宅建築物の省エネ、ゼロカーボン・ドライブ等の脱炭素の基盤となる重点対策について、全国津々浦々で実施するとか、これは非常に厳しいもので、今2024年、あと6年です。これが民生部門で実質ゼロと非常に高い目標で、実現するのかなという思いもあります。また、これは公共団体においては基本的に建築物及び土地、2030年には設置可能な建築物等の50%に太陽光発電が設備され導入、また2040年には100%導入されていることを目指すと書いてあります。

また、地球温暖化対策計画については、地方公共団体はその地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減のための総合的かつ計画的な施策を推進すること。特に自らの事務及び事業に関しては自ら率先的な取組を行うこと、区域の事業者、住民の模範となることを目指すと書いてありますね。だから、これを目にしまして本市はどのようなことを、実際2年前と変わってやっておられるのかという思いもあります。

また、これがGX実現に向けた基本方針では、地方公共団体は地域脱炭素の基盤となる重点対策、地域共生・裨益型の再生可能エネルギー導入、公共施設等のZEB化、公用車における電動車の導入等率先して実施することになっている。

このように、非常に積極的に国も全国の市町村も脱炭素に向けて動きをしております。そのような思いでぜひともこの本市においてもカーボンニュートラル社会において、実際2年前と違い、行政としての取組をどのように行っているのか、ぜひお伺いしたいです。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を青木市民環境部長に求めます。

青木君。

○市民環境部長（青木竜治君）

それでは、お答えします。

令和3年10月に改訂された地球温暖化対策計画では、国の中期目標として2030年度（令和12年度）において温室効果ガスを2013年度（平成25年）から46%削減することを目指し、さらなる高みとして50%の削減に向けて挑戦していくとして閣議決定されております。

また、併せて改正した政府実行計画に盛り込まれた主な理由としまして、太陽光発電の最大限導入、新築建築物のZEB化、電動車・LED照明の導入徹底、積極的な再エネ動力調達など示されたところでございます。

地球温暖化対策の推進に関する法律では、市町村は地球温暖化計画に即して地方公共団体実行計画を策定すると規定されておりますので、令和3年4月に改訂しました本巢市地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）が2025年（令和7年度）に見直しの時期を迎えますので、本庁舎の建設、それに伴う分庁舎の跡地利用など、公共施設再配置計画等の整合を図りながら見直してまいりたいと思っております。

あわせて、地域脱炭素の推進に向けて新たに市地球温暖化対策実施計画（区域施策編）の策定を令和8年度をめどに取り組む中で、2050年度を見据えた対策や各種施策の検討、事業者や市民の皆様にお願ひすべき事項などを整理する必要があると考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○4番（飯尾龍也君）

地球温暖化計画の事務事業編、対策推進実行計画と、また地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定という形で答弁いただきました。

実際、なかなか全てのものをパーフェクトにできるというのはなかなか難しいと思いますから、基本的にしっかり計画を実行して、ぜひともカーボンニュートラル、脱炭素2050年ゼロというものをしっかりやっていただきたいという思いがあり、行政として、先ほども言いましたように模範となる事業をしていただきたいなという思いはございます。

それでは次に2番目の項目で、事業者、市民への啓発活動はどのようなものかお伺いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を青木市民環境部長に求めます。

青木君。

○市民環境部長（青木竜治君）

それでは、お答えします。

地球温暖化対策の推進に関する法律では、地方公共団体の責務と同様に、事業者及び市民の皆様へも事業活動や日常生活に関し、温室効果ガスの排出の削減等のための措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の削減等のための施策に協力しなければならない

となっております。

環境省の自治体排出カルテでは、令和2年度における本市の二酸化炭素排出量は合計23万1,000トンCO₂であります。これは各統計データに基づいて算出され、産業、運輸、家庭等の各分野から二酸化炭素排出量の合計で、産業分野を占める割合は約37.7%、運輸分野は約27.7%、家庭分野及び廃棄物分野は約19.5%となっており、事業者及び市民の皆様の御協力がなければ目標達成には至らない状況でございます。2050年に向けての実施すべき対策や各施策の整理を努めるとともに、ゼロカーボンシティ宣言の表明につきましては検討してまいります。

また、政府実行計画にも上げられております廃棄物の3Rリニューアブルとして、現行の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の徹底をお願いするとともに、リニューアブル、再生可能資源の代替としてプラスチックの資源循環に努められるよう調整を図ってまいります。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○4番（飯尾龍也君）

今お答えのように産業部門、運輸部門と非常に比重が高く、目標を達成するには困難なものだと思っております。しかし、本市はやっぱり森林があつて、水田と畑もあります。森林に関して言えばJ-クレジットですけど、これをいかに有効に活用して産業部門に対してのCO₂排出量の取引という形でマネタイズ、要するに資金化することが非常に有効だと思っております。これはやっぱりJ-クレジットの市場ができて、取引して今トン当たり1,000円ぐらいですね、日本の場合。ヨーロッパになると今1万7,000円ぐらいになります、高いところで。今右肩上がりCO₂取引量は上がっています。これはヨーロッパでは炭素税が導入されておまして、日本においては2028年ですね、炭素賦課金という形で導入が検討されております。やはりしっかりCO₂を削減する行動をしていかないと、基本的に事業者においては困難なもので、要するにしっかり費用負担をして、その上での事業運営を行うのがこれからの社会だと思っておりますので、ぜひともそういうのを事業者、市民にも周知、啓発していただいて、みんなで温室効果ガス削減という形で向かっていただきたいと思っております。

また、昨年10月11日に農林水産省のみどりの食料戦略室長の久保先生の講演会に行きまして、水田における温室効果ガス削減という形でぜひとも取り組んでくださいという講演を聞いてまいりました。その中で、要するに水田の場合、中干しという項目がありまして、一時期湛水状態から中干しすると、メタンというのは基本的にCO₂の20倍の温室効果ガスを発生しますので、基本そのメタン発生を抑えるためには、中干し期間を1週間から14日前後に合わせて振り分けてすると、非常に温室効果ガス削減に有益であるということは、もうJ-クレジットという形で認証の手続に入っています。これはもう三菱商事やJA全農が取引をやって全国で展開するという形になっています。これだけでも10アール当たり、この辺りだと1,300円、1ヘクタールで1万3,000円、本市1,800ヘクタールあります。仮に6割にしても1,000ヘクタール、毎年1,300万円ぐらい、そうやっ

て入ってくるんですね。持続的な営農活動の上で微々たるものですが、それで温室効果ガスを削減できるという項目は、非常にやりやすい状況になっております。こういうのもやっぱり行政が農業者等に周知、啓発していただくと非常に助かるなという思いがございます。

それでは、次、3項目め、2050年までのロードマップはあるかお伺いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を青木市民環境部長に求めます。

青木君。

○市民環境部長（青木竜治君）

それでは、お答えします。

環境省自治体排出カルテでは、実行計画の基準となる2013年度（平成25年）の二酸化炭素排出量は27万6,000トンCO₂で、直近の公表値となる2020年の二酸化炭素排出量は23万1,000トンCO₂であり、7年度で約16.3%の削減となっております。これを中間目標となる2030年度までに50%削減となりますと、先ほど申し上げたように、事業者や市民の皆様の協力なしには目的達成には至らない状況であります。

地域脱炭素の推進につきましては、重要な施策として、全庁的に取り組む必要があり、本巢市地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）の改定や地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に取り組む中で、2050年二酸化炭素実質排出ゼロに向けてのロードマップを事業者、市民の皆様に示しできるように検討してまいります。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○4番（飯尾龍也君）

再質問で、地球温暖化対策実行計画の区域施策編というのはどのようなものかお伺いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を青木市民環境部長に求めます。

青木君。

○市民環境部長（青木竜治君）

区域施策編につきましては、本巢市における自然的及び社会的条件に応じて温室効果ガス排出量の削減するための施策として、太陽光などの再生可能エネルギーの利用促進、事業者及び住民の皆様の排出量の削減のための行う活動の推進、地域環境の保全、廃棄物などの発生抑制の促進、循環型社会の形成など、多角的な観点から定める必要があります。

まずは温室効果ガスがどの程度排出されているかの状況を把握するとともに、排出の削減に見込まれる施策の可能性を調査することが必要と考えます。その上で2050年の目標に向けて取り組むべき施策や削減効果が期待できる対策をどのように進めていくかを検討し、お示ししていくようになると考えております。

[4番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○4番（飯尾龍也君）

これは私が地域脱炭素、令和3年6月9日の概要を印刷してきたんですけど、いろんな地域のロードマップ等がございます。今、そういうのをここからでもピックアップしても、本市の場合は地方の小規模中心等の中心市街地や、観光エリアとかゼロカーボンパークとか、また農山村、農地、森林を含む農林業を営まれるエリアという形でいろんな項目がございます。ぜひともここからピックアップしていただいて、より充実した、先ほど言われた区域施策編に反映して前へ進めていただきたい。また、もう一つ、ゼロカーボンシティ宣言をぜひとも本市でもしていただきたいと思っております。これは要望になりますから、ぜひともお願いいたします。

このぐらいで終わります、次は認知症基本法についてお尋ねします。

本年1日に共生社会の実現を推進するための認知症基本法というものが施行されました。私はずっと母親の認知症を介護しておりまして、やっとうこういうものができたな、それこそ皆さんに言っても最初、もうこれで9年になりますから、当初の頃はとても人様に認知症というものを理解してもらうのはなかなか難しいから口幅ったい感じがありましたけど、こうやって周知、皆さんに共通認識していただけて、またこれが基本法という形で共生社会という形になる、非常にありがたく思っております。

これが施行されて何か変わるかというわけではございませんが、やはり皆さんに知ってもらって正しい知識や理解していただいて、これが認知症だからできないとか認知症だからという言葉じゃなくて、これは誰もが住みよい社会になるという。認知症をほかの言葉に変えれば、障がい者であってもなくても、療育されている子でもなくてもという形も変えれて、要するに誰でも共生社会、何一つ口はばかることなく一緒に社会で共に生活していこうという、そういう基本的な理念がここには盛り込まれているものですから、非常に僕は感慨深いです。

特にこの中において、認知症の人にとって、日常生活や社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じて、その個性と能力を十分に発揮することができる。要するに、ここに書いてあるのはちゃんとしっかり発言してくださいよ、ぜひとも参画してくださいよ、認知症であろうとなかろうと、そういうものが盛り込まれており、これは本当に非常に大事な基本的な権利、認知症の人にとってのものだと思っております。

このような思いからぜひともこの共生社会の実現を推進するための認知症基本法というものをぜひとも市民の方に正しい理解、知識を持っていただいて、誰でもなるんだよ。といいますのは、私の親の父親の兄弟と母親の兄弟合わせて9人おりまして、父親は亡くなったので8人。8人のうち、今4人が施設に認知症で入っています。これが現実です。

私はずっと在宅で介護をしていましたけど、ほかの兄弟たちはとてもじゃないけど、面倒を見切れないから施設へすぐ入れましたけど、それはいいとか悪いとかじゃなくて、やっぱりこれが現実なんですよね。誰もがそういう立場になるという思いで、ぜひともこういうことを理解していただくのはなかなか難しいかと思いますが、その中で私が介護保険制度が始まった頃、父親の介護というか、子どもが生まれて、私は背中に背負って人工透析の週3日の送り迎え等をやっていたときと思うと、そのときはダブルケアだったんですね。非常にこれがしんどかったです。でも、自分の親だから自分の子どもだからとやっていて、これを誰にも、これは運命ですからしょうがないなという思いと、でもこれって誰かもあるんじゃないかなと思い、最近調べたんですけど、今ダブルケアで29万人全国にいるそうですね。やっぱりそういう人の思いがこういう基本法がしっかり制定されて、ケアする人でも社会が見守っているよという、ぜひともそういうところに財政も人も投入するよという思いの基本法ができたというのは非常に助かっております。ぜひともこれを皆さんに周知していただきたいと思っております。

まず1つ目の項目で、認知症基本法の周知啓発活動をしておりますか、伺います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

我が国において、急速な高齢化の進展に伴い、令和7年には65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症になると見込まれている中、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する共生社会の実現を推進するための認知症基本法、通称認知症基本法が令和5年6月に成立し、本年1月に施行されたところでございます。

この法律は、認知症の人も認知症でない人も含めた国民全体で共生社会をつくることを目的に制定されたものでございますが、認知症の人の基本的人権を尊重し、尊厳ある暮らしをするために必要なことが定められた認知症施策の基本理念が7つの項目で明示されており、また国及び地方公共団体にはこの基本理念にのっとり、認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有することなどが規定されております。

議員御質問の認知症基本法の周知啓発活動でございますが、本市では現在のところ周知啓発活動を実施していない状況でございますが、今後は市の広報紙、また市のホームページなどに掲載をし、広く市民に対しこの法律の目的、理念などの周知、啓発を図ってまいりたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○4番（飯尾龍也君）

まだ1月1日に施行されたばかりでなかなか難しいかと思えます。ぜひとも啓発活動をしていた

だきたいと思っております。

その中で基本的に努力義務だと思いますが、次の2項目目の認知症施策推進基本計画の策定予定はございますか、よろしく願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

認知症基本法では、認知症施策の総合的かつ計画の推進を図るため、国には認知症施策推進基本計画策定の義務化が規定されており、都道府県及び市町村には都道府県認知症施策推進計画及び市町村認知症施策推進計画の策定の努力義務化が規定されております。

議員が先ほどおっしゃられたとおり、認知症基本法が施行後間もないこともありますので、現在のところ国・県及び市におきましては認知症施策推進基本計画等の策定はない状況でございます。

議員御質問の認知症施策推進基本計画の策定予定でございますが、国の推進基本計画、県の推進計画が策定された折には、それら上位計画との整合を図るとともに、さらには本市が策定をする地域福祉計画及び老人福祉計画並びにもとす広域連合が策定する介護保険事業計画との整合を図り、本市の実情に即した計画の策定に向け検討してまいりたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○4番（飯尾龍也君）

恐らく基本的に県と国等の施策推進基本計画に基づいて、今おっしゃられた他の法令と整合性のある形で計画されていくと思いますが、ぜひともその中で僕が強く思うのは、これからは仕事と介護の両立ということは非常に大事ななという思いもあります。当事者の認知症本人の意向も、非常にその意見等も取り入れるのも大事ですが、なかなか私も介護を始めて最初の頃は仕事と両立できていましたけど、とてもじゃないけど、もう無理だという思いがありました。自営業ですから、そんなことは当たり前だといえばそれまでですけど、なかなか厳しいものがある。精神的につらいですよね。というのは、やっぱり先が見えないんです、介護していても。子育てはいずれ手が離れていくんですけど、介護はどんどん手がかかってくるんですよね。できたものができないようになると、それも介助しなくてはいけない。そういうことをやられている、多分仕事と介護の両立している方は多いと思います。そのために要するに介護離職というものがあると思うものですから、ぜひともそういうところの目配り、気配りが入った基本計画をぜひともつくっていただきたいと思っております。要望です。

次に、第3項目の国民健康保険について。

これもまず厚労省の地域医療に関しての地域医療提供体制確保及び国民健康保険制度の安定的な

運営の推進と書かれているんですけど、ここの中に都道府県が国民健康保険の財政運営の責任を主体として円滑に制度を運営できるよう、保険者努力支援制度、高額医療費負担金等の財政支援を着実に実施されたい。あわせて、決算補填を目的とする法定外の一般会計からの繰入金等の計画的な解消に向けた取組を促進されたいという項目がございます。

これは何が言いたいかといいますと、まず北部の地域医療ということ考えた場合、診療所が根尾と神海のほうにありますけど、基本的に根尾のほうは僻地という形で入っていますが、本巢に関しては岐阜県の保健医療計画では入っていないと思うんですね。やはり根尾なら根尾という形で一つに絞っていた形が、思いがあります。といいますのは、毎年1億円強の一般会計の繰入金が入っているということと、あともう一つ言うならば、お医者さんの給料等、昨日も鏝本議員や道下議員が質問されておりましたが、これ民間の医師のデータなんですけど、基本的に62歳となりますとピークとして1,600万ぐらいが平均なんですよね、男性のみですと。これが74歳になると、これ勤務医ですけど1,200万円という形になって、公立の診療所の年収なんですけど、開業医は倍近くの2,400万とか2,700万で非常に多いんですけど、勤務医のピークとしてはこれが妥当だし、これで多分支払っているんだろうなという思いがありまして、昨日の月150万でいくと1,800万はちょっと多いのかなという思いもありまして、そこら辺もしっかり精査して人件費等もやっていただくのが大事かなと思っております。

ましてや、根尾診療所につきましては、1日当たり20人、神海のほうにおきましては10人ぐらいになりますので、これではそもそも診療と言えるのかなという僕は思いがあります。といいますのは、私どもの身内にお医者がありますが、何十年もやって、勤務医から開業医になって大体ほとんどのお医者さんは1億ぐらい借金を負いますよね、最初開業するとき。それで一生懸命整骨とかいろんな器具を入れて、はっきり言って患者さんはお客さんですから、ぜひ来てもらうためにいろんな苦勞を大変されております。それで収入が入っているんですけど、それに関わらず公立の診療所、病院でこんな殿様商売みたいなことをやっているといいのかな。ましてや国民保険だけでやっているなら僕はまだしも、というのは私自身も二十歳過ぎてからずっと自営業ですから、国民保険です。ほとんど医者にかかったことはありません。でも、やっぱりそれは義務ですから、皆が助かっていることなんですけど、先ほど言いましたように、一般会計から入れてまでそれだけの意味があるかなという思いがあります。これがやっぱり疑問の一つです。

確かに地域医療は非常に大事なものですから、なくせとは僕は到底思えません。やっぱりその時代に合った医療というのはあると思っています。ましてや、今国としては訪問診療をぜひやってくださいという形で診療報酬が上乘せされて、そういう専門でやっているお医者さんもお見えになります。そういうのをぜひ活用して、何が北部地域の市民の方に医療が大事なのか、それが最初にあって、その上で医療体制はどうするべきかというのが本筋じゃないかなという思いがあります。そのように思いまして、まず1つ目の地域医療をどのようにお考えか、ぜひともよろしく願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を青木市民環境部長に求めます。

青木部長。

○市民環境部長（青木竜治君）

それでは、お答えします。

一般的に地域医療とは、医療機関での治療やケアの枠組みにとらわれず、地域全体で住民の健康を支える医療体制のことをいい、医師やその他の医療従事者の中心となり、病気やけがの治療やケアはもちろん、地域住民の疾病予防や健康維持、高齢者や障がい者への支援活動、妊婦への保健指導や相談、子育て支援など、多岐にわたる分野が地域医療に含まれているとされております。

本診療所においては、初期の医療の担い手、いわゆるかかりつけ医としての役割や高齢や身体上の事情により医療機関へ通院できない方に対する訪問診療・訪問看護、疾病予防の健康事業の実施などを通し、地域住民の健康と安全を守ることと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○4番（飯尾龍也君）

基本的に地域医療というのは、包括的に枠組みとして全体を考えていくのが大事だと私自身も思っております。ぜひともそういうことで、医療体制がどういうものが一番市民にとってベストなのか、よりベターなのか、いろいろ考えながら、ぜひとも方向性をしっかりつけてやっていただきたいと思います。

2つ目になりますが、北部診療地域市民へのアンケート、昨日もアンケートの道下議員の質問がありました。再度よろしく願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を青木市民環境部長に求めます。

青木君。

○市民環境部長（青木竜治君）

それでは、お答えします。

昨日、道下議員の御質問でもお答えさせていただきましたが、地域ニーズの把握のため根尾地域及び外山地域の全住民を対象とし、郵送方式によるアンケートを行うこととしております。

診療所の利用状況、診療内容、在宅看護のニーズの有無、診療所の満足度などを調査項目に設け、6月末をめどに取りまとめ、次年度以降の診療所の運営に反映させていただきたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○4番（飯尾龍也君）

ぜひともそのアンケートを反映させた地域医療、昨日も市長さんが根尾診療所は残すと言われて、身の丈に合った診療体制とおっしゃられて、そのとおりだと僕は思っています。

私のうちに足りるを知るというつくばいがあるんですね。足りるを知ると、父親にいつも言われています。その器の中で自分で思うようにやれ、それ以上のことはできないんだからといつも言われておりました。やっぱり分相応のものでやっていくべきだと思います。質素にやっていくべきだという教えで私は育ってきております。

多分地域医療でいろんな機械を入れてやっていくのもあるかとは思いますが、それは豊かな財政のところやっていたらよしとして、やはり今の現状、昔とは違うんです。また、これをじゃあ次の世代に残すかという、それは待つてよとなります。子どもたち次の世代に、ああやっぱりいい保険制度をつくって、やっぱり日本の皆保険はすごいなという思いを伝えて、また維持していくというのも私たちの使命だと思って、私もこの場に立っております。やはりあんなことをやって何をやっておったんやと言われるような議員ではとてもじゃないと私は恥ずかしくて立っておりません、この場に。やはりいいことはいい、悪いことは悪いという形で是々非々で議論してつなげていくのがベストだと思っています。

その上で、一般会計繰入金金のゼロになる予定はございますか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を青木市民環境部長に求めます。

青木君。

○市民環境部長（青木竜治君）

それでは、お答えします。

市北部における地域人口の減少による受診者数の減少は依然として続いており、収入の柱である診療報酬の増額は見込めない状況でございます。令和6年度予算案については、一般会計から繰入金が1億となっております。

昨日、道下議員の一般質問で答弁させていただきましたが、令和6年中に診療所の体制を検討し、運営経費や人件費等の削減、また多くの方に診療所を使っていただくよう、診療所便りや市民アンケートなどを活用しながら受診の利用を促し、受診者数を増やすことにより収入の増加につなげていきたいと考えておりますが、一般会計繰入金金の金額をゼロにすることは非常に困難であり、差し当たって一般会計からの繰入金は1億を上限としていることから、まずは1億円を超過しないことを前提に、経営改善を着実に進め、可能な限り削減したいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○4番（飯尾龍也君）

いきなりゼロとは難しいと思います。やはりこの1億円という金額も、今の御時世はEBPM、エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキングと言って、エビデンスに基づいたお金を支出するこ

とが非常に大事です。ぜひそれをベースに、これからの市政を運営していただく。特に国保に関して言えば。

もう一つ、北海道の夕張市、あそこは財政破綻しました。あそこで診療所がなくなりました。医療費が下がりました。こういう現実もあります。これが特別なのかどうかという思いもありますし、ヨーロッパでは基本的に健診はしません。これが世界の流れです。日本は健診等々をやっています。また、薬等も出しています。薬でも基本的に6剤以上併用すると、まず副作用が起きます。これももうエビデンスです。こういうこともしっかり皆さんに知っていただいて、私も認知症の母親をやっていたとき、それこそ10剤ぐらい併用していましたが、私なりに勉強してこれでは駄目だという形で先生にお願いして減らして、それでもまだ多いという形でセカンドオピニオンで減らしました。やはり医療は何がお金がかかっているって、薬です。非常に大きいです。やっぱりそういうこともいろいろ考えながら、ぜひとも国保運営というのを健全にあるためにどうしたらいいかと皆さんで考えながら、ぜひよりよい方向に向かっていきたいと思い、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（大西徳三郎君）

続いて、5番 片岡孝一君の発言を許します。

○5番（片岡孝一君）

それでは議長よりお許しをいただきましたので、通告に従って一問一答方式で大きく分けて2つの一般質問をさせていただきます。

その前に藤原市長様におかれましては、今までの努力が本巢市の皆様に認められて、今回5期目の当選、本当におめでとうございます。5年後も10年後もますます元気で笑顔あふれる本巢市づくりにこれからも御尽力をよろしく願いいたします。私たちも市民があつてこそ議員ですので、これからも藤原市長さんと一緒に力を合わせて本巢市民のために頑張りますので、よろしく願いいたします。

それでは、1つ目の質問をさせていただきますが、本巢市の子どもたちが本巢市の歴史や伝統文化を学んだり、自然の中で様々な体験をしたり、地域の人たちと交流しながら、人間関係を深めながら郷土を守り育てていきたいという郷土愛を育むために、先日2月29日に真桑小学校において真桑小学校の子どもたちが体育館で集まって地域の人たちと一緒に真桑人形浄瑠璃を上演してくださいました。地域の方々も子どもたちの後ろに集まって、子どもたちと一緒に楽しんで見てくださり、小学校の子どもたちも目の前で友達が上演してくださっているので、興味を抱きながら楽しそうに見てくださいました。

1項目め、本巢市の伝統行事や郷土芸能などを継承し、未来の本巢市のために現在どのような取組をされていますか、御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川教育委員会事務局長に求めます。

瀬川君。

○教育委員会事務局長（瀬川清泰君）

伝統芸能を継承するための取組についてお答えいたします。

市内には各地域で昔から伝わる伝統行事や郷土芸能などが数多くあり、これまでも地域の方々によって大切に継承されてきました。それを次世代に継承するために、これまでも様々な取組を行ってきました。その中でも特に大切にしたいことは、これからの本巢市の未来を担う子どもたちが地域の伝統芸能などを学び、体験する機会を設けることです。そこでそれぞれの文化のよさを知り、大切にしていこうという心情が生まれ、自分が住むふるさとに愛着を持ち、将来にわたって地域の伝統芸能を継承することにつながると考えます。

学校における主な取組ですが、根尾学園では毎年4月13日に開催される能郷の能・狂言の公演会を見学し、能・狂言の世界に浸り、地元で古くから伝わる芸能を学ぶ機会としています。今年度の公演会では、根尾出身の住井君が千葉の大学にいながらもふるさとの伝統を守るため舞台上上がり、伝統文化を継承する姿を見せてくれました。また、小学生のお子様と親子で初共演した方も見え、着実に継承がなされています。

また、真桑小学校や真正中学校では真桑文楽をクラブ活動や真桑文楽同好会としての活動を行っています。文楽保存会の方の協力をいただき、文楽の歴史などの学習や浄瑠璃と三味線、人形などの演奏の仕方や動かし方を体験し、その世界に浸るとともに練習してきた成果を発表しています。令和4年度からは弾正小学校の4年生も真桑文楽の学習を行っています。外山小学校や席田小学校では雅楽を行っており、地域の方々の指導をいただきながら練習し、毎年発表しています。

さらに6年度は10月14日から11月24日まで開催される国民文化祭を通して、本巢市の伝統文化の魅力を県内外に発信するとともに、保存会や学校との連携も図り、将来にわたって継承されていくきっかけとしていきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡君。

○5番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

根尾学園、真桑小学校、弾正小学校、真正中学校、各学校で地域の方々から御指導をいただきながら、地域の伝統文化を継承できる取組をしてくださり、本当にありがとうございます。また、今年度は国民文化祭を通して本巢市の伝統文化の魅力を県内外に発信し、将来にわたって継承できますので、これからもよろしく願いいたします。

2項目め、新庁舎の建設が着々と進んでいます。新庁舎は本巢市の看板ですので、本巢市を象徴する新庁舎に、本巢市の伝統文化や郷土芸能等を飾ることができないか、御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは新庁舎に本市の伝統文化や郷土芸能等を飾ることにつきまして、お答えをさせていただきます。

伝統文化や郷土芸能等を周知することは非常に大切なことであり、議員がおっしゃられた郷土愛の醸成につながるものと考えているところでございます。現在、建築中の新庁舎には1階に市民スペースといたしまして、憩いの場としての休憩スペースがございますが、そこには市産材を活用しましたテーブルと椅子を配置する予定となっております。また、2階にも同様に市産材を使用した丸テーブルと椅子を設置し、3階には御寄附をいただきましたトチノキを活用したテーブルと市産材を使用した椅子を配置する予定となっております。加えて、新庁舎の外周はガラス張りで構成されており、議員御提案の飾るスペースなどを十分確保できない状況でございます。

伝統文化や郷土芸能等を飾るスペースなどは確保できませんが、新庁舎では50インチモニターを2台設置し、市の観光案内等を放映する予定でございます。そこに動画を流すことにより、伝統文化、郷土芸能などを紹介することは可能であると考えております。今後、観光事業等の各担当課とも協議の上、伝統文化や郷土芸能などを紹介できる市の動画を流すことを検討してまいりたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡君。

○5番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

新庁舎で50インチのモニターを2台設置し、市の観光案内を放映したり、伝統文化や郷土芸能などを動画で紹介してくださることを検討してくださることに、市民を代表して心から感謝申し上げます。

要望ですが、場所が大変ですが、実物の伝統文化や郷土芸能も飾ってくださると、より郷土愛の醸成につながりますので、御検討をよろしくお願いいたします。

3項目め、子どもたちに地域の歴史や文化を継承するために、民俗資料館の現在の状況と、今後の活用予定は、御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川教育委員会事務局長に求めます。

瀬川君。

○教育委員会事務局長（瀬川清泰君）

民俗資料館の現在の状況と今後の活用予定についてお答えします。

民俗資料館は、その地域の昔からの暮らしやなりわいを語る生活用具や農具などの歴史を語る資料を収蔵、展示する資料館です。市内には各地域に4つの民俗資料館があり、多くの市民からの寄

附により8,000点を超える資料を収蔵しており、どの地域にも共通にある農具や生活用品、それぞれの地域の特徴を示す民俗資料や歴史資料など、様々なものを収蔵、展示しています。

現在、民俗資料館にある収蔵品や展示品の価値等を調査しているところでございます。6年度においては、今後に残す資料や県の施設等へ引き渡す資料などを区分けする作業を行うため、岐阜県博物館協会の指導やボランティアの方々の意見をいただきながら、民俗資料館資料収集方針を作成し、今後の民俗資料館での収蔵数や展示方法も含め、よりよい維持管理の方法を検討してまいります。

また、子どもたちが本県の民俗資料や歴史資料を通して、本県の暮らしの移り変わりを学ぶことは、ふるさと本県の伝統文化を知る大切な機会となりますので、学校と連携を図り、総合的な学習で地域の歴史を学ぶふるさと学習などを通して、これからも子どもたちが民俗資料館を活用して学習できるようにしてまいります。さらには他市町でも開催されているような企画展を開催するなど、一人でも多くの方に足を運んでいただけるような民俗資料館の運営を目指してまいります。

[5番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

片岡君。

○5番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

私もボランティアで民俗資料館の清掃活動等をしてはいますが、民俗資料館に置いてある資料や作品を見ると、私だけではなくボランティアで参加しておられる人たちも昔を思い出し、当時のことを本当に懐かしく思い、感動されておられます。その思いを子どもたちに伝え、地域の歴史や文化を継承するためにも、子どもたちと地域の人たちが一緒に見たり使ったり会話をし、本県市の郷土愛を育む教育を今後もよろしく願いいたします。

2つ目の質問をさせていただきますが、幼・小・中学生の目線に立った本県市にするための取組について、子どもたちがより住みやすく、子どもたちが誇れる幼稚園、小学校、中学校にするために、1項目め、幼稚園ではお昼寝できる子とお昼寝できない子がいるとのことですが、逆に無理やりお昼寝することでなかなか眠れなくて夜遅く休む子もいますので、親さんから昼寝ができない子には無理やりお昼寝をさせないで、本を読んだり遊んだり、何か対応してもらえないかと親さんから御意見をいただきました。幼稚園でのお昼寝についての現在の状況と今後の対応は、御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川教育委員会事務局長に求めます。

瀬川君。

○教育委員会事務局長（瀬川清泰君）

幼稚園でのお昼寝についての現在の状況と、今後の対応についてお答えします。

幼稚園の保育園部においては、保育指針に示されているとおり、午睡は生活のリズムを構成する

重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保しています。あわせて園児一人一人の在園時間が異なることや、睡眠時間が子どもの発達の状況や個人によって差があることから、午睡が一律とならないようにも配慮しています。

また、幼稚園部においては、幼児の心や体の健康状態、季節などに配慮して必要に応じて午睡の時間を設けたり、いつでも幼児が休めるようにくつろげる場を設ける工夫なども行っています。

市内幼稚園における現状については、早朝薄暮の保育を含めると朝7時半から夜7時までの最大11時間30分の時間を子どもたちが園で生活をしますので、年齢に応じて午睡の時間を設けています。

まず、保育園部においては、給食を済ませた後の午後12時半から午後3時までの2時間30分を設けており、幼稚園部においては通常保育終了後の14時から15時までの1時間を設けておりますが、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、無理に寝かしつけることは行っておりません。また、午睡中においては園児の安全確認のため、ゼロ歳児は5分から10分置きに、1歳児から5歳児については10分から15分置きに寝ている向きや呼吸状態を保育士がチェックし、睡眠中の窒息などの事故防止を徹底しております。

なお、年長児については午睡のない小学校への入学に備え生活リズムを整えることから、運動会を終えた秋頃から午睡の時間を設けずに園庭で遊ばせるなどをしてはいますが、疲れたときには休憩が取れるようにも対応しています。

今後も各幼稚園においては、園児たちがたくさん体を動かして遊び、おいしい給食を食べ、しっかり睡眠を取るといった生活リズムを定着させ、心身ともに健康な子どもを育ててまいります。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡君。

○5番（片岡孝一君）

無理に寝かしつけることなく、安全確認のために一人一人を大切に対応していただき、本当にありがとうございます。

2項目め、学校への不審者侵入防止対策と不審者が侵入したときの対応は、御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川教育委員会事務局長に求めます。

瀬川君。

○教育委員会事務局長（瀬川清泰君）

学校への不審者侵入防止対策と不審者が侵入したときの対応についてお答えします。

平成13年に大阪教育大学附属池田小学校で発生した事件から23年が過ぎようとしています。我々大人はあの事件を教訓とし、二度とあのような痛ましい事件を起こさないために子どもの命を全力で守り切らなければならない責務があります。そのため、不審者侵入を防止するための物理的な対

策だけでなく、訓練を通して万が一の事態が発生したときの対応についても取り組んでいるところ
です。

現在、園や学校では不審者侵入を防止するために、校門付近と校門から校舎への入り口、校舎内
への入り口等にそれぞれ防犯カメラを設置し監視するとともに、防犯カメラ作動中のステッカーを
貼って抑止効果を高めています。そのほか、校内の施設等の管理や保護者や業者などの部外者が校
内に入る場合には指定された場所で受付をして名札を着用するなど、侵入防止対策を講じていま
す。その上で、それらの対応を危機管理マニュアルに記載し、全職員で情報を共有するようしていま
す。

また、市内全ての学校において年に1回命を守る訓練の一環として、不審者対応訓練を行ってい
ます。不審者が侵入したという想定で児童・生徒への緊急連絡方法を確認したり、不審者から最も
遠く鍵のかかる部屋への避難を行ったりしています。また、職員に対してもさすまたを使った不審
者への対応訓練なども行っています。実際を想定し、教職員の役割分担を明確にして、実行可能な
行動を取ることができるようにしています。また、警察署職員の立会いの下、実際の訓練の様子を
見ていただき、訓練の評価及び今後の改善点などを御指示いただき、その都度対応方法を改善して
います。訓練を通じて子どもたちはいざとなったときに、自分の命は自分で守る行動を取ることの
大切さを学んでいます。

もう一つの防止対策としましては、地域全体で子どもを見守る大人の目を増やすことです。中学
校区ごとにあるコミュニティ・スクールや登下校の安全を見守る見守り隊の方々などの多くの大人
が子どもたちを見守っている姿を増やすことが犯罪の防止にもつながります。今後も大切な子ども
の命を守り切るため、平時の備えを万全にし、常に危機感と責任感を持って取り組んでまいります。

[5番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

片岡君。

○5番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

私も見守り活動をしていますので、学校の防犯カメラが動いていることや、県道53号岐阜関ヶ原
線の下を通る小柿から宗慶に向かうアンダーパスの見えないところですが、通学路に防犯カ
メラがついていますので、本当に子どもたち見守ってくださるな、何かあったときの対応ができる
なということを本当に思いながらありがたいと思っていますし、見守り活動を終わって小学校の門
から出るときには、必ず小学校の門を閉めて不審者侵入防止のために日頃から気をつけています
ので、今後も不審者侵入防止対策をよろしく願いいたします。

3項目め、通学路の危険箇所の把握状況と、現在の対応状況や地域の見守りの方々の状況は、御
見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川教育委員会事務局長に求めます。

瀬川君。

○教育委員会事務局長（瀬川清泰君）

通学路の危険箇所の把握状況と対応状況、地域の見守り状況についてお答えします。

通学路における児童・生徒の安全確保は、子どもの命を守る上で最も大切なことでもあります。市では本巣市交通安全プログラムにより、毎年多くの通学路改善要望に対して、通学実態や整備状況を踏まえ、最善の改善策を導き出して対応しているところです。

具体的な流れとしましては、4月中旬に教育委員会から市内全小・中学校に対して改善要望の照会を行います。小・中学校では、各自治会やPTAなどからの地域の声を要望事項として取りまとめて教育委員会に提出します。その後、8月頃に副市長を座長とした通学路に係る総務課、建設課、学校教育課の3課による第1回通学路改善会議を行い、信号や横断歩道設置など公安委員会に関する要望や看板設置に関することは総務課が担当し、カラー舗装やガードパイプなど道路整備に関することは建設課が担当し、通学路の変更や安全指導に関することは教育委員会が担当し、実際に現場に出向いて状況確認を行って最善の改善策を検討します。ケースによっては、岐阜土木事務所や北方警察署にも相談し、助言をいただいております。特に危険性の高いと思われる箇所については、自治会長と学校担当と市の3課が実際に現場で合同点検を行い、対策を協議しています。

11月頃に第2回通学路改善会議を行い、改善方法や改善予定時期を決定し、その内容を翌年1月下旬頃に自治会長や小・中・義学校長へ送付しています。今年度の通学路改善要望件数は78件で、信号機設置や大規模な道路改良を伴うような要望や、次年度にさらに再検討する要望を除いた47件につきましては、全て今年度中に対応しました。

次に、地域の見守り隊の現状についてお答えします。

通学路において、毎朝子どもたちと一緒に登下校していただいている地域の見守り隊や横断歩道で子どもたちが安全に横断するよう指導していただいている旗当番の保護者の方など、多くの地域のボランティアの方々により、子どもたちの登下校を見守っていただいています。また、見守りだけでなく、子どもたちにおはようなどの挨拶もしていただき、元気よく挨拶ができる子も増えています。このように、本巣市では地域全体で登下校の安全を見守る体制が確保されています。

大切な子どもの命を守り切る強い使命感を持って、地域の方々と学校が連携し、交通事故のない安全な通学路の確保に努めてまいりたいと考えています。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡君。

○5番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

私も毎日子どもたちの見守り活動をしていますので、私の目線じゃなく、子どもたちの親さんや地域の方々からここ危ないんじゃないとか言われますので、6年生の親さんや自治会長にも相談したり、ボランティアで見守り活動をしておられる方々と相談したりしていますので、今後も子ども

たちの目線に立って、通学路の危険箇所の対応をよろしく願いいたします。

また、実際に毎日見守り活動をしている方々とお話することで、より一層子どもたちの安全対策になりますので、そのような取組もよろしく願いいたします。

4項目め、子どもたちの通学の安全のために、通学路の路側帯に赤色のカラー舗装がされていましたが、どんどん色がはげてきて見えづらくなっていますので、私の家の近くの路側帯を明るい緑色のカラー塗装にしてくださり、以前よりも路側帯だとはっきり分かるようになり、車の運転手の方々も以前より緑色の路側帯に入らないように注意して運転してくださっているように感じます。

今後、現在の通学路を今まで以上に子どもたちの安全のために通学路と分かりやすい明るい緑のカラー舗装にしたり、縁石があるところでも車が乗り越えて事故になりますので、縁石をガードパイプにしたり、通学路注意の文字を増やすことはできないか、御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木君。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、お答えいたします。

通学路の安全対策として、通学路改善会議や地元自治会からの要望に基づきまして現地を確認し、周辺の交通状況等から危険度が高いと判断した箇所にカラー舗装や通学路注意の表示等を実施しております。

このカラー舗装の色彩につきましては、平成25年11月に岐阜県より通知があり、車道は赤・茶色系、通学路は緑色系、自転車の通行帯は青色系と定められました。しかし、それ以前に施工したカラー舗装においては、通学路に赤色や青色の施工箇所もありますので、順次カラー舗装の状況に応じて現在の基準の色彩にて対応していきます。

また、過去には大津市で散歩中の保育園児らの列に車が突っ込み、園児2人が死亡するなど、縁石のみの交差点や歩道で事故がありました。本市といたしましては、子どもたちを含む歩行者等の安全を最優先に考え、社会資本整備総合交付金等を活用しながら通学路を優先的にガードパイプに切り替える等の対応を行い、市民の安全対策に努めてまいりたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡君。

○5番（片岡孝一君）

市民や子どもたちの安全を第一に考えてくださり、本当にありがとうございます。

小柿から宗慶に来るところで、昔から2車線道路にできない田んぼと田んぼの間に細長い通学路が、子どもたちもいっぱい通っていますけれども、通学路がありますが、車2台が擦れ違うことで本当にぎりぎりの通学路のところですが、私が市に要望して明るい緑色のカラー塗装にしたり、通学路注意という文字を通学路に書いてくださいと要望したら、産業建設部で対応してくださり、自

動車が子どもたちに気をつけて運転してくださることになり、地域の見守り活動をしてくださる方から本当にありがとうございますと喜んでくださいました。

実は先日、真桑小学校で6年生にありがとうを伝える会がありました。今まで様々な場面でお世話になった6年生にありがとうの思いを込めて感謝の気持ちを伝えるためにお手紙を書いて、下級生から6年生の子にありがとうと言ってお手紙を渡されているところを見て本当に感動しました。その後に私も6年生の女の子から私たちの安全を守るために毎日一緒に歩いてくださり、笑顔で挨拶をしてくださりありがとうございます。また、通学路に危険な場所がないように見守ってくださり、安全に登校できるように通学路の改善を働きかけてくださり、感謝の気持ちでいっぱいですとお手紙をいただきました。

私よりも今後の人生が長い子どもたちですから、子どもたちからこのようなお手紙をもらったり、ハイタッチをしてくださるので、いつも子どもたちから力をもらっています。私も子どもたちの目線に立って、子どもたちの未来のために本巣市のために頑張りますので、これからも子どもたちの目線に立った本巣市にするための取組をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

ここで暫時休憩をいたします。35分まで休憩します。10時35分に再開をいたします。

午前10時20分 休憩

午前10時36分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

続いて、8番 澤村均君の発言を許します。

澤村君。

○8番（澤村 均君）

通告書に従い一般質問をさせていただきます。

質問を始めます前に、本年1月1日に起きた能登半島地震で亡くなられた方々、またいまだ避難所で生活を強いられている方々に心からお悔やみを申し上げ、一般質問に入らせていただきます。

今回の質問は大きく5つの項目に対してお尋ねをさせていただきます。

能登半島をはじめ、今までの日本で起きた様々な災害、そのたびに繰り返される避難所での生活、このマスコミ報道でも毎日のように扱われており、最近では映像でも見るものが少なくなりました。あるコメンテーターが避難所のこの大変な、特にトイレとか環境が非常に悪い、100年前の起きた災害、それぐらい、それ以来全然変わっていない、こういうコメンテーターの声も聞かれました。

確かに体育館、床は冷たい、風が吹いたら寒くて寝てられない。私たちは卒業式とかそういうイベントのときしか体育館に入ることはあまりありません。今年も糸貫中学の卒業式では暖房がかかっているのかなというぐらい、分からないぐらい冷え冷えとした施設であります。ましてや、こ

ここで寝起きをし食事をする、1日、2日なら我慢もできましようが、これが2か月半、いまだに避難所生活で苦勞してみえる方々がたくさんおります。その方々の気持ちも酌み、今回の一番最初の質問であります。

避難所における学校体育館の空調設備等についてであります。

最初に1番目、本市の学校体育館の空調設備の設置の状況は。これは1次避難場所、あと避難場所は2か所ありますが、これはあくまでも避難場所、1次じゃなく避難場所についての質問をいたすものであります。よろしくお願ひします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、本市の学校体育館の空調設備等の設置状況につきまして、お答えをさせていただきます。

地球温暖化に伴う学校の暑さ対策は近年の大きな課題となっており、市内学校の校舎においては、エアコンは100%導入されております。しかし、近年、地震や豪雨などの災害が相次ぐ中で、学校体育館が避難所として開設された場合、避難所における暑さ、寒さ対策、避難者の体調管理に配慮する必要があります。

被災者の避難所における生活環境整備のため、順次、学校体育館へ空調設置工事を実施しております。令和3年度には、本巢中、糸貫中、真正中、令和4年度事業として、真桑小、席田小、令和5年度に、本巢小、弾正小にそれぞれ設置しており、現在、市内学校体育館には7か所に設置されております。また、令和6年度には外山小、一色小、令和7年度には、土貴野小、根尾学園に設置を予定しております。市の指定避難所であります市内の全小・中・義務教育学校に設置をいたします。

〔8番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

澤村君。

○8番（澤村 均君）

本市では学校の教室、小・中学校の教室などのエアコン設置は、いち早くほかの市町に比べて行き届いている、そういうふうでございます。そして、今回のこの体育館の空調設備、これもかなり早くから手をつけていただいている。しかしながら、なかなかこの生活をする環境にまでは、空調は行き届かないと私もそう思いながら、2つ目の質問に入らせていただきます。

本市の施設には、至るところでソーラーパネルの設置がしてあります。この自然なエネルギーを使ったソーラーパネル、このソーラーパネルの発電を災害時のこういう施設に使うことはできないか、これをお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問について答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、学校施設のソーラーパネルの設置等で災害時の電力確保につきまして、お答えさせていただきます。

現在の学校施設のソーラーパネルの設置状況につきましては、小学校では6校に、中学校では3校に設置されており、災害時には非常用電源として使用することが可能となっております。

また、真正中学校、糸貫中学校では15キロワットの蓄電池により電力の供給が可能となっております。被災時の非常電源として使用することができます。

災害時、避難所の運営に必要な最低限の電力について、照明、パソコン等の事務機器、携帯電話の充電のための通信機器等で、合計いたしますと1日に約21キロワットが必要であると言われております。そのため、大規模災害による停電時に、全ての電力を学校施設の蓄電池で補うことは困難ですが、市で備蓄している8台のポータブル蓄電池を開設された避難所で活用しながら、避難所の運営に必要な電力を確保していきます。

〔8番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

澤村君。

○8番（澤村 均君）

この緊急時の電力というのは、発電機というのもありますが、やはり自然のソーラーパネル、これの有効活用、さらにバッテリーといいますか蓄電池といいますか、つくった電気をためておく、こういう設備があればもっと完璧かなと思います。

したがって、次の質問に入らせていただきます。

今、本巢市の至るところ、例えば防災広場公園、また一色小などグラウンドの芝生化で大きい貯水槽が見えます。こういう水が災害のときにトイレで使えないか。飲料水はともかく、トイレの水がないからトイレが汚い。今回の災害でもそうですが、一番必要なもの、飲料水のほかにトイレに使う水というのがあります。

こういう市の施設で給水装置というんですか、この貯水槽、こういうものを災害時に利用することはできないのかお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、飲料水やトイレ等で使用する水の確保につきまして、お答えをさせていただきます。

現在、市内の防災備蓄倉庫には500ミリリットルの飲料水を合計で2万7,000本備蓄をしておりますが、大規模災害時にはライフラインが止まった場合、飲料用として1人当たり1日3リットル、

最低3日分の9リットル、500ミリリットルのペットボトルで計算いたしますと1人当たり18本の備蓄が必要と言われております。市の現在の備蓄量で計算しますと、1,500人分しか備蓄できていないのが現状でございます。

また、トイレ対策といたしましては、断水時に水を使わなくてもトイレ処理ができるよう、凝固剤と排便袋を1万2,000セット備蓄しております。災害用トイレは1人当たり1日5回、最低3日分の備蓄が必要と言われており、市の現在の備蓄量で計算しますと800人分しか備蓄できておりません。

また、今議員が言われました、飲料水ではなく生活用水ですね、こういったトイレの水洗等にも使える生活用水につきましては、今議員おっしゃられましたように、校庭の芝生化に伴いまして、一色小学校、弾正小学校で地下水をくみ上げました貯水槽がありますので、こういった水を活用することもできますし、あと井戸の登録制度というのを今年1月に設立をしましたので、そういった民間の井戸を活用してということも現在検討しておるところでございます。

大規模災害時、市の備蓄品だけではとても対応できないことも多くあるため、自助や共助による備えといたしまして、各家庭や自治会で飲料水につきまして、1人3日分、またトイレ用品の備蓄等も市としてはお願いをしているところでございます。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

澤村君。

○8番（澤村 均君）

飲料水についてですが、やっぱり井戸水というのは殺菌とかしていないと飲めないという、日頃から検査をしていかないと駄目だというのは、私も水道屋として承知しております。

そして、個人の家で備蓄する量、これは最低限、自助という関係でいけば、もう何日分あってもいいかなと。排水に関しては例えば家庭でしたら、お風呂の、僕がいつもやっているんですけど、最後に入ってお湯をいっぱいためておいて朝まで置いておくと、何かあったときにそれをトイレで使える、トイレが一番なんですね。うちの隣にも用水があるんですが、多分災害時には用水も止まるかもしれないので、とにかく水、いろんな多目的で使える水が近くにあると望ましいかなと思います。

次の質問に入ります。

公共施設の喫煙場所の在り方についてという問題です。

○議長（大西徳三郎君）

4番はいいですか。

○8番（澤村 均君）

ごめんなさい、すみません。避難場所における環境整備ということで、五、六年前に段ボールベッドというものができたときに総務部長さんをお願いして、本巢市ではどうかということで50個ぐらいでしたかね、置いていただけるという記憶がございます。

また、個人の家庭ごとのパーティションというんですかね、空間をつくるためのパーティション。また、授乳やら、こういう女性の方の着替えなどのためにも簡易テントが必要であるという、最近のニュースでよく聞きます。

個人の家庭には最近、アウトドアがはやっているいろんな設備があるんですが、なかなかかさばって公共施設全てにこういう在庫を置くということはなかなか大変だと思います。施設でそろえていただけののも望ましいんですが、個人の持っているものを利用するということから、業者さんもこの間、新聞ですかね、そういうものが50個ほど送られたということをお聞きしております。

本巢市の今の現状、どれぐらいの備蓄があるのかということをお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤 勲君）

それではお答えをさせていただきます。

市では、令和2年度に、高齢者や障害者用の段ボールベッドを100セット、プライベート空間用のパーティションを400セット、簡易テントを50セット購入したところでございます。

また、本年度でございますが、県の女性等の視点を踏まえた避難所運営推進事業費補助金を活用いたしまして、女性専用の更衣室や授乳室、仮設トイレの個室に使用できる段ボール個室を42基購入いたしました。

さらに、2月26日に株式会社イノアックコーポレーションと、災害時における応急生活物資等の協力に関する協定を締結し、避難生活を送ることとなった場合、指定避難所である体育館は床が硬く冷たいため、床に敷くマットレスを無償で提供していただけるようになり、協定締結に際し、マットレス50枚を寄贈もしていただきました。

これからも、配慮が必要な方のための備蓄品を引き続き整備していきたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

澤村君。

○8番（澤村 均君）

私は今、水道屋をやっております、漏水の調査とか漏水の事故が物すごく多いので各家庭を訪問しておりますと、独居家庭が多いんですが、やはり車庫に水とか簡易トイレとか備蓄しているよということをよく聞きます。これは別にマニュアルがあってやっているわけじゃなくて、やっぱり1人で生活しているからというのは、特に心配になるというのがあって、なかなか皆さんすばらしいなというふうに思っております。とにかく備蓄というのは、本当にこれは一番大切な、命をつなぐためにも必要かと思えます。市としても、なるべくたくさんの方が備蓄ができれば望ましいと思います。

そして、次の質問に入らせていただきます。

公共施設の喫煙場所の在り方について。これは大分前にも少し要望でお話ししたことはあるんですが、例えば、柿の里とか公共施設のトイレとか入ると、施設内、敷地内では禁煙というふうになっております。国の改正健康増進法が2019年から施行されて、行政機関や学校、病院などの敷地内では原則禁煙となっております。

私、市民の方に言われて気がついたんですが、やはり敷地内で吸うなという道路で吸うわけですね。そうすると、民家の方の近くで、皆さんバスが止まったら、どどっ行ってそこで吸う。その方からの苦情があって、この質問をつくるわけですが、やはりこれはたばこを吸うなということじゃなくて、私もヘビースモーカーでした、今は吸っていませんが。たばこを吸う人にも権利があると思うし、一応たばこ税というの市には入っております。ですから、あくまでも喫煙と禁煙と分ける、分煙ということはしっかりすれば、お互いに皆さんが共存できるという、そういう環境をつくる必要があるかと思えます。

また、本市も新しい庁舎ができて、庁舎の連絡道路際でバスの運転手さんやらなんかが出てきて大概吸うんですね、敷地内で吸うなというから。岐阜大学病院でもそうです。外の通路で、歩道で吸っています。こういう現状は、やはり特に職員とか議員とかこういう立場の人間がそういうことをしたら恥ずかしいんじゃないかということも思い、本市の現在の施設における喫煙場所の状況をお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、現在の本市の施設における喫煙場所の状況につきまして、お答えをさせていただきます。

現在、市が管理する公共施設のうち、喫煙所を設置しております施設は15施設ございます。その内訳といたしましては、第1種施設には特定屋外喫煙所を設置しているのが、本巢本庁舎、真正分庁舎、根尾分庁舎の3施設、その他、屋外に灰皿等を設置し喫煙所としている施設が、建物のない公園1施設を含め12施設でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

澤村君。

○8番（澤村 均君）

こういう喫煙場所というのはなかなか分かりにくいところにあります。高速道路のサービスエリアなどへ行くと一番遠いところにぽつんとあったり、本当に吸う人は気の毒だなと、セントレアなんか行っても一番遠い、何キロ先かなというところにもあります。

だから、こういう今言われた特定屋外喫煙場所の設置というのに対して、はっきりとここは吸ってもいいよと、その吸った空気が外に出ない、浄化するというそういう設備をつくれれば一番望まし

と思います。これはJTなどが率先してつくっている場所もありますが、特に公共場所というのは税金でたばこ吸う場所を、お金をかけてつくるとするのは、なかなか吸わない人から考えたら無駄な税金ではないかというふうにとられがちです。

これをもうはっきり分煙というふうを考えて、この特定屋外喫煙場所の設置というのを充実したらどうかということをお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、特定屋外喫煙場所設置の考えにつきまして、お答えをさせていただきます。

先ほどの回答においても述べさせていただきましたが、現在、特定屋外喫煙所を設置している施設は全部で39施設ある第1種施設のうち、本巢本庁舎、真正分庁舎、根尾分庁舎の3施設でございます。また、今後新庁舎にも設置をする予定でございます。

その他の施設についてでございますが、国が示した令和6年度地方財政対策の概要によれば、望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、駅前、公園などの場所における屋外分煙施設等の整備について、地方公共団体がその重要性を認識し、積極的に取り組むようにと示されていることから、この方針に準じて今後設置について検討していきたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

澤村君。

○8番（澤村 均君）

このたばこ税という問題があって、どうしてもそれを有効に使うというのが一番の趣旨だと思います。今後ともいろんな施設で分煙をできるように努力していただけるとありがたいと思います。

続いて3番目の質問でございます。

市長さんにおかれては、しつこいやつだなと思われそうな質問でございます。

昨今、瑞穂市では給食費を1割上げるといって、今回の議会で行っています。大変問題になっております。今の税金とのバランスとか、人口のバランスでできるところとできないところというのはあると思うんですけど、本市の場合、新しい庁舎ができ、住みやすいまちランキングでも上の、上位にいる。こういう環境ができた中で高速道路もでき、とにかく市民の方が住みやすくなっていることは間違いなく、もう新年度からは人気が上がってくると思います。

今回ちょっと方針を変えまして、全額無償化というのは、市長さんにおかれてもかなり難しいかなと思います、少し妥協しまして、たとえ1割でも2割でも先行して無償化ができるなら、ぜひとも努力をしていただく要望でございます。

今後の市長さんの考えといたしますか、国のその施行を待たずして一日も早く無償化ができるとうー

番望ましいんですが、今後の展望をあえて、再びお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、給食費の無償化についての御質問にお答え申し上げたいと思います。

本巢市は、学校給食に今までずっと力を入れてきておりまして、幼児期から食育を通じて健康な体の基盤づくり、また食べる喜びを養っているところでございます。子どもたちに他の学校に負けない、とてもおいしい給食を提供するために、今までも栄養士また給食アドバイザーが手作り感、また豊富なバラエティーにこだわり、献立を工夫して提供しているところでございます。

また併せて、私ども、この給食を地産地消を推進するというにはしております、本巢市産とか県内産の食材を使用したふるさと食材の日を今ずっとやってきております。これからもこういった仕組みを継続していきたいなというふうに思っております。

現在、物価高騰による食材費の影響がございまして、先ほどちょっと議員のほうからお話がありましたけれども、県内、他の自治体では給食費の値上げを行っている自治体もございまして、本巢市では今回はこの物価上昇による給食費値上がり分、これにつきましては、市費のほうで負担をして給食の品質が落ちることがないように、新年度においても支援をさせていただいているところでございます。

学校給食費の無償化につきましては、先ほど来お話があります、またかたこういつて言われるんじゃないかというお話でございます。私どもも9月、12月の議会の澤村議員からの一般質問をいただいております、そのたびにお答えしております。

国の小・中学校での給食の実施状況、また、地方自治体の無償化の現状につきまして全国規模で行う実態調査、昨年、確かに国のほうで実態調査を行われて、私どものほうもその回答をいたしておりますけれども、その取りまとめがまだ現在、国のほうで行われていない状況でもございます。そういう実態調査のやるとき前提のところには、学校給食における学校給食費の額の標準額、こういうものを定めています。その相当額を国が負担するといったような内容の学校給食法の一部改正には、この調査を生かしていきたいというようなことで調査がやられたというふうに聞いておりますけれども、国のほうではまだ公表されていないですし、それを受けてどうするかということも今現在出てきておりませんので、引き続き調査をしていただきましたので、その動向を今、引き続き注視をしているところでございます。現在、そういった状況でございますので、引き続き、私どもは国の学校給食費の無償化の動向を注視して、その結果を踏まえ判断したいというふうに考えております。

さっきは、また併せて今質問の中で、たとえ3分の1でも半分でもというようなお話もございました。そういう一部の補助ということもあろうかと思っておりますけれども、一部補助といいましても、先ほど申し上げた、例えば給食費の今回値上がり分を1,000万ちょっと既に学校給食費のほうを負

担したということからいえば、一部負担、一部補助をしているということになるわけでありませけれども、そういった半分、一部とかそのような補助というふうじゃなくて、やはり給食の制度そのものをしっかりと仕組みを国のほうでいろいろ考えていただいて、その中で私どもが今までずうっと取り組んできております安全で安心でおいしい給食、要するに市産材やなんかを使いながらおいしい給食を提供できるというのが、私どものこの給食への大きな目標でもございますので、こういった提供ができるように、国のほうでいろいろ支援していただいて、多分、全額支援ということはありませんので、そういったときにその私どもが本来目標としている給食の制度に足りない分は市費で全額負担をして、実質的には各家庭の皆さん方には子どもたちには負担をさせない、そして市のほうで子どもたちにおいしい、そして市産材の材料を使ったおいしい給食を提供できる、提供していくと、そういう仕組みにしていきたいというふうに思っておりますので、いましばらくまた国の制度が決まるまでお待ちいただくと大変ありがたい。決して無視しているわけではございません。我々はやはりこの今本巢市が一生懸命、教育委員会を中心になって一生懸命、そしてまた栄養士等々の皆様方も本当に力を入れて頑張らせていただいている、このおいしい給食を、たとえ国のほうがどういう制度になろうとも、しっかりと保障していきたい、やっていきたいという心意気でおりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

〔8番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

澤村君。

○8番（澤村 均君）

本当に、昨日、その前ですか、岐阜市の市議会の放映を見ておりました。やはり同じように給食費の話が出ました。私も今市長が言われたように、物価が上がっているから、確かに給食をつくる食材から全てが上がっているということをあまり気にしないで、無償化、無償化と言ってきました。この本巢市の充実した給食は、確かによそに、他市町に誇れる給食だと分かっております。そこで、やはりみんなが平等に無償化になれば一番望ましいんですが、国のこの措置が早く国会で決まって、実施できるようになれば一番望ましいと思い、今後とも努力を重ねていただけるようお願いをして次の質問に入らせていただきます。

二、三日前でしたか1週間ぐらい前でしたかちょっと忘れたんですが、新聞を見ていましたら、岐阜県内の交通事故、本巢市が2番目に入っておりました。本当にちょっとショックでした、これは。原因はともかく、事故が多いということは確かに一番危険なまちなのか。道路が悪いのかというふうに考えました。

議会のたびに専決処分で交通事故が一番最初に、職員の交通事故なり車の事故なりそういう話が必ず出てくるんですね。私もこれを見ておまして、確かに金額とかそんな大した事故じゃないんですが、小さい事故をほっておくと、そのうちに大きな事故が起きるのではないかと。それは心の緩みとかいろいろあります。

交通安全のお巡りさん方も一生懸命、季節が変わるたびに安全運動をやっております。こういっ

た運動がありましても、やはり右から左へずうっと通過していく。安全週間が終わればそれでもう終わりという、そういう中で企業の方たちが交通安全の大会っていうんですか、無事故無違反のそういう優秀賞、優良賞というのは表彰されて毎年のようにやっております。

職員のみならず我々もそうですが、交通安全の意識を絶えず持ち続けるには、やはり講習とか教育とかそういう場があれば望ましいと思いますが、1番目の質問なんですが、本市の職員の通勤時や勤務中の事故防止対策について、どのような安全指導をなされているのかをお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、職員の通勤時や勤務中の事故防止対策や安全指導につきまして、お答えをさせていただきます。

職員に対しましては、常日頃より交通法規を遵守し安全運転に努め、市民の模範となるよう、あらゆる機会を捉えて注意喚起をしております。

しかしながら、公務中において依然として職員の過失による交通事故が発生しており、誠に申し訳なく思っております。公私を問わず自動車等を運転する際には、常に緊張感を持つとともに、細心の注意を払い、安全運転と事故防止に努めるよう改めて全職員に対し、近年に発生した公用車の事故件数を踏まえて、事故の傾向、形態等を周知しております。また、法令講習会、春・秋の交通安全運動、県内一斉街頭啓発活動、また今議員さんがおっしゃられました無事故無違反コンテスト、こういったものに参加し、職員の交通事故に対する意識の向上に努めているところでございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

澤村君。

○8番（澤村 均君）

事故原因の中に、今回もその前のときもそうでしたけど、道路の凸凹というんですかね、陥没があって、一般車両が損害を受けたという項目が2つありましたね。これも含めてですけど、補足というわけじゃないんですけど、我々を含めてこの職員みんながこの道路点検ですかね、建設課だけに任せておくんじゃないかと、絶えず、市内を走っていれば、あそこに穴があいている、僕も最近見つけました。今度産建にお願いに行きますが、こういうのはやはりパトロールし切れない部分があります。だから、まず交通安全をすることも第1ですけど、この市の道路、責任がかぶってきますので、これはもうみんなで見る、点検するということは怠らないようにしていただけるように要望をしておきます。

2つ目に、国のほうから4月1日ですか、今年の、ヘルメットの着用努力義務というのが課せられるようになりました。子どもたちは、小学生なんかでもプラスチックの黄色いヘルメットという

のは、私は自分の子ども、孫たちがかぶっているのを見て、このヘルメットは本当に転倒したときに安全なのかな、頭を守れるのかなというふうに思いました。

そこで、高校生の子どもたちがやはり J I S 規格かどうかは確認しておりませんが、サイクリングの人がかぶるような頭を守る、そういうヘルメットがある。これも2,000円から1万円以上するといういろんなものがあるんですが、この子どもたちの事故防止というんですか、事故があったときの対策として、このヘルメット、こういう J I S 規格の自転車用ヘルメットを市のほうで補助する、どの程度なのかということとはちょっと別として、この安全なヘルメットを着用していただけるような努力を行政としてもできないかということをお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、児童・生徒の事故防止対策として、J I S 規格の自転車用ヘルメットへの補助につきまして、お答えをさせていただきます。

自転車用ヘルメットの購入に係る補助につきましては、岐阜県が、岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を制定し、ヘルメットを着用させることを努力義務として課していますことと、他県では県と市町の協調補助として実施している例が多くあることから、市といたしましては、県の当初予算において自転車乗車用ヘルメットの購入を支援する補助制度の創設を要望しているところでございます。

なお、本市におきましては、毎年、市内各小・中・義務教育学校の新1年生を対象といたしましてヘルメットを支給しております。これは安全対策の一環として、合併前の旧4町村において支給していたものを合併後も引き続き実施しているものでございます。

議員がおっしゃられた自転車乗車用ヘルメットの安全認証につきましては、一般社団法人製品安全協会が一般消費生活用品の安全基準を認証する制度で、基準に適合した製品に対してSGマークを表示するというものでございます。消費者保護の観点からこのSGマークつき製品の欠陥により人身事故が発生し、当該欠陥と人身事故との間に因果関係があると認められる場合には、同協会が被害者1人につき最高1億円の損害賠償を行うというものでございます。

現在、市から新小学校1年生及び新中学校1年生に支給するヘルメットにつきましては、安全基準に適合した自転車乗車用ヘルメットに変更し、既に支給しているところでございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

澤村君。

○8番（澤村 均君）

自転車も備えあれば憂いなしということで、確かに子どもたちの自転車も買うときに保険に入ったり、火災保険で使えたりということで保険でカバーしている部分もあると思います。なお一層、

もし事故があったときに身を守るヘルメットを充実させていただきたいと思います。よろしくお願
いします。

最後の5番目の質問です。

昨日も、いろんな議員さんからこの庁舎とか市の施設についての一般質問がありました。私は、
今回この新しい庁舎が移行した後、残された既存の施設、庁舎を含め、いろんな施設がたくさんあ
ります。これについて質問をいたします。

市民の方から言われているのは、あの施設はどうなるの、あの体育館は使えなくなるのというこ
とで、私もある施設を月に2回ほど通ってソフトバレーをやっております。そういった観点で心配
をされている、どの地域も自分の地域に合ったものが欲しいという気持ちが手に取るように分かる
んですが、残せるものと残せないもの、また糸貫庁舎のように危険な建物は早く壊したほうがいい
というのも分かります。

そこで、この市の財産、今まで市民が利用してきた施設の統廃合の計画について質問をいたしま
す。

1番目に旧本庁舎、ここです。また、分庁舎等建物の再利用計画についてお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、旧本庁舎、分庁舎等建物の再利用計画につきまして、お答えをさせていただきます。

新庁舎建設に伴う旧庁舎等の利活用の検討につきましては、現在、旧庁舎の跡地利用の検討を行
うために、本巢市公共施設等跡地利用検討委員会を設置し、これまで計4回の検討委員会を開催し
ております。

また、検討委員会において作成いたしました旧庁舎の利活用の方針（案）について、令和5年11
月1日から12月1日の31日間にわたり市民への意見募集、いわゆるパブリックコメントを実施した
ところ、防災の拠点としての活用、作品展示の場所としての活用、図書館としての活用、室内ドッ
グランをつくってほしいといった御意見、御要望をいただいております。

今後、検討委員会からの提言を受けた上で、さらなる市民との対話を通じて最終的な利活用方法
を決定し、実現していきたいと考えております。

3月末には第5回目の検討委員会を開催し、市長に報告する基本方針に関する提言書を取りまと
める予定でございます。提言書の内容につきましては、後日、議会にも御報告をさせていただく予
定となっております。

〔8番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

澤村君。

○8番（澤村 均君）

新しいものができて、古いものがだんだん逆にお荷物になってくるというこういう、市長さんにおかれましては、これから今後4年間、こういう問題が数々出てくると思います。壊すのもお金がかかる。本当にこれは大変な事業だと思います。

市民の方々は、やっぱり自分たちの利便性を一番に考えます。そこで、あれはどうなるんだろう、これはどうなるんだろう、こういう大きい庁舎は別として、やっぱり市民の方が使っている公民館とか体育施設などは本当に身近なものでなくなったら困るという心配をされております。

そこで、2番目の質問なんですけど、地域の方々がそれぞれ利用していた体育館施設等の今後の在り方についてお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、地域の方々が利用していた体育施設等の今後につきまして、お答えをさせていただきます。

公共施設については、公共施設等総合管理計画を基に、公共施設等再配置計画、公共施設個別施設計画を策定し、施設ごとに統合、廃止、譲渡、あるいは長寿命化といった具体的な行動計画を示しております。これらの計画は定期的に見直す必要がありますが、現段階における体育施設の計画についてお答えをさせていただきます。

現在、市内には体育施設として本巢体育センターほか5施設ございます。うち、本巢市民スポーツプラザは譲渡先を検討することとしており、糸貫体育センター及び真正体育センターは統合先を検討することとしております。

しかし、糸貫体育センターについては、糸貫分庁舎の跡地利用の検討の中で、糸貫分庁舎や糸貫公民館とともに取り壊して一体的な土地の活用を検討することとしておりましたが、糸貫体育センターの利用者が多く、代替施設として設定しておりました中学校の体育館では対応が難しいとの意見が教育委員会からあったため、当面の間は残す方向でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

澤村君。

○8番（澤村 均君）

耐用年数とかそういうことが一番にかかってくるかと思えます。耐震構造もそうですけど、私たちが見て、鉄筋コンクリートで造ってあるものはかなり丈夫なのかなというふうにして、いつも安心しておるわけですが、やはり危険なものとかそうでないものを区別する、見極めてどうしていくかということを検討していくべきかなと思えます。

このパブコメもあるんですが、やっぱり市民の方々の全ての声が聞けるわけではないと思えます。自分がやっていた施設は本当になくなったら困るという方が、これも団体で体育館というのは使う

ので、個人じゃないので、よほど声は上がりやすいかなと思います。とにかくこの様々な問題、市の財産の問題をどうしていくのかという、こういったことを本当に真剣に考えていかなければなりません。市長さんともども、私たちも一緒に真剣に討論していくべきではないかと思います。

今回の質問は、災害から始まってずっと一通りやってきたわけですけど、やはりこのいつ来るか分からない災害、職員の方々は24時間気を病むところと思います。備えあればと言いますが、なかなかそれもできない。だから職員の方々の心労は察しておりますが、今後ともまず災害から命を守る、これを第一にお話をしていきたいと思います。今後ともよろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

続いて、9番 高橋勇樹君の発言を許します。

高橋君。

○9番（高橋勇樹君）

通告書に従い、質問を順次させていただきたいと思います。

まず1点目、早速ですけれども1点目から入らせていただきますが、令和7年度以降のイベント開催について5点質問をさせていただきたいと思います。

本市におきましては市制20周年ということで、20周年事業に注力するため、例年行われておりましたイベントの開催を来年度4月以降はやらないということになっております。ただ、令和7年度以降は、市主催のイベントの開催を見直すということも、全員協議会ですとか、またさきの一般質問、いつかは忘れちゃったけれども、臼井悦子議員が以前イベント関係の質問をされたときに、それが明るみになったということでございます。そういったことを市民の方は聞いて、イベントが今後なくなるんじゃないかというような不安の声があり、今回誤解を解く意味でも今回この質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目でございますが、我々議員には説明ございましたが、改めて令和7年度以降、市主催のイベント行事の開催を市主催の意向を見直すという経緯について、イベント開催の見直しの経緯はということで、副市長にお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を久富副市長に求めます。

久富君。

○副市長（久富和浩君）

それではお答えをさせていただきます。

イベントの見直しにつきましては、過去の一般質問においても御質問をいただき、改善や見直しの検討を進めている中、令和元年2月1日に市制15周年を迎え、これまでの市民協働の推進などにより市民イベントが開催されるなど、市民と行政の関わり方にも変化が見られるようになったことから、市が実行委員会方式で開催しております、花とほたる祭り、根尾川花火大会、根尾盆踊り・花火大会、ふれあいサマーフェスタ、うすずみサマーフェスティバル、もとす織部祭りの6つのイ

イベントについて、より効果的なものにブラッシュアップしさらなる市民サービスの向上につなげるため、各イベントを所管する部署の職員によるイベント事業見直し部会を令和元年5月に設置いたしまして、現状や課題の整理、今後の在り方などについて、それぞれの実行委員会にも御意見をお聞きしながら、具体的、統一的な見直しの方法など横断的に検討してきたところでございます。

また、令和3年2月には、町村合併以前から旧町村で開催してまいりました、花とほたる祭り、根尾盆踊り・花火大会、ふれあいサマーフェスタ、もとす織部祭りの4つの地域イベントについて、19歳以上の市民1,000人を対象に、イベント見直しについてのアンケート調査を実施し、515人の市民の皆様から回答をいただきました。

設問の一つであります「市内で開催されているイベントの今後の方向性について」への市民の皆様からの回答といたしましては、「引き続き各地域でイベントが開催されることを希望する」が40.4%、「各地域のイベントを一部統合し、新たなイベントが開催されることを希望する」が19.6%、「各地域のイベントを全て統合し、新たな1つのイベントが開催されることを希望する」が4.7%、「一部のイベントの開催は必要ない」が4.5%、「全てのイベントの開催は必要ない」が1.9%、「その他」「特になし」「無回答」が28.9%といった結果でございました。

市民の皆様からいただきましたこうした意見を参考に、令和5年2月に本巢市イベント事業見直し方針を策定いたしまして、今年度はこの方針に基づき、4つの地域イベントを市制20周年プレイベントとして位置づけ、感染対策を徹底しながら4年ぶりに開催をいたしました。

令和6年度におきましては、4つの地域イベントに替えて、「私たちがのしむ未来を想像し、暮らす喜びをみんなで創造しよう」を基本コンセプトとし、市制20周年にふさわしい記念イベントを開催してまいりたいと考えております。

なお、既存の4つの地域イベントにつきましては、各実行委員会において令和7年度以降のイベントの在り方について、従来の行政主導ではなく、地域の方が自主的、主体的に企画・実施できるイベントの開催方法などを検討していただき、令和7年度から新たなスタートを切っていただきたいと考えております。

また、各実行委員会による令和7年度以降のイベントの在り方に応じて、この20周年記念イベントを契機といたしまして、令和7年度以降におきましても、市全体を捉えた地域性にとらわれない新たな統合イベントの開催なども検討しているところでございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋君。

○9番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

続いての質問に入らせていただきたいと思います。

先ほど副市長ほうからもお話がありましたけれども、4つのイベントに関してちょっと御質問をさせていただきたいんですが、その4つのイベントというのが、今回、花とほたる祭り、根尾盆踊

り・花火大会、そしてふれあいサマーフェスタ、あと、もとす織部祭りというこの4つに関して実行委員会、私も花とほたる祭りの実行委員会に入っておりますが、実行委員会ごとにこれからの今後どうしていくべきかと、意向も話し合っているところであります。

自分も入っている花とほたる祭りに関しては分かっておりますが、ほかの残り3つの実行委員会の今後の、このイベントの中止ですとか、継続の意思の状況をお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を久富副市長に求めます。

久富君。

○副市長（久富和浩君）

御質問の各実行委員会の現段階でのイベント等の中止、継続の意思状況につきましては、現在、各実行委員会におきまして、本巢市イベント事業の見直し方針に基づきまして、令和7年度以降のイベントの在り方について検討していただいているところであります。

4つの地域イベントのうち、根尾盆踊り・花火大会につきましては、令和6年2月8日の実行委員会におきまして、令和7年度以降も何らかの形でイベントとして残すことを決定し、現在、事業主体となっただけそうな団体から相談を受けているとお聞きしております。

花とほたる祭りにつきましては、令和7年度以降も継続を望んでいるものの、現時点で事業主体となっただけそうな団体は見つかっていないが、今後継続に向けて事務局と調整したいといった方からの問合せがあったとお聞きしております。

もとす織部祭りにつきましては、地域で継続の意向を確認しており、開催する方向となれば新たな実行委員会を立ち上げるとお聞きしております。

次に、ふれあいサマーフェスタにつきましては、実行委員会において検討をしていただいたものの、現時点で方向性は決まっていないとお聞きしております。

いずれにいたしましても、各実行委員会において引き続き検討を進めていただき、地域の皆さんが望み、自ら実施するイベントの開催を希望される場合は、市といたしましても支援してまいりたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋君。

○9番（高橋勇樹君）

ありがとうございます。

先ほど1問目の質問の回答で、副市長からもアンケートの結果を御報告いただきましたが、40.4%の方はこのイベントを継続してほしいと、実行委員会も今先ほどの質問の回答をお聞きする上では、根尾盆踊り・花火大会と花とほたる祭りはちょっと形になりそうなのかなというようなふうに思いますが、あとは織部祭りとふれあいサマーフェスタ、実はこの2つも、私の友人であった

りとかその関係、知人からちょっと手を挙げようかなという声も上がっておるところからも、ぜひぜひこのアンケート結果に沿ってというか、絶対継続をしていかなくちやいけないと私も思っていますので、ぜひぜひそういったところと連携をしていただきながら継続に向けてやっていただきたいというふうに思いながらも、今度、次の3点目に入らせていただきたいと思います。

イベントを運営する実行委員会の募集方法と対象となる団体はということで、副市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を久富副市長に求めます。

久富君。

○副市長（久富和浩君）

それでは、お答えをさせていただきます。

現在、各実行委員会において、今後のイベントの開催についての検討を進めていただいているところであり、まずは令和7年度以降のイベントの再開において、現行の実行委員会として新たな実施団体を御指定いただければ、その団体を対象団体としてイベントの運営等を実施していただくことも考えております。

また、イベントの内容につきましても、現行の目的や内容を踏襲することに加え、地域の皆様にとって実施したい内容へのリニューアルにつきましても対象としてまいりたいと考えております。

なお、実行委員会として、令和7年度以降実施しないと判断されました地域イベントにつきましては一旦中止とし、その後、地域の皆様の御意向によって新たに実行委員会を立ち上げて地域に即したイベントを実施することとなれば、市といたしましても、引き続き地域イベントとして支援してまいりたいと考えております。

また、議員御質問のイベントを運営する実行委員会の募集方法につきましては、既存の本巢市補助金交付規則及び同補助金等交付要綱のみならず、市民が自主的・主体的に企画実施するイベントの目的や内容に応じて補助できる仕組みを検討してまいります。

〔9番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋君。

○9番（高橋勇樹君）

再質問をお願いします。

この質問に関しては、いろいろ募集をかけて多くの団体が応募してくれることが一番望ましいかと思えます。すごい細かい質問になってしまいますけれども、応募してきた団体が2団体以上の場合は、どうやって決められるのかなということをちょっと聞きたいなと思えます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を副市長に求めます。

久富君。

○副市長（久富和浩君）

それでは、お答えをさせていただきます。

例えば、先ほども7年度以降中止となって、新たにその団体が手を挙げたというような状況となった場合について、ちょっとお答えさせていただきたいと思いますが、先ほども一旦中止となったイベントにつきまして、その後新たに実行委員会が立ち上げられイベントを実施する場合や、その団体が複数となった場合の審査方法につきましては、現行の市民活動助成金補助金交付要綱におきます市民提案イベント実施コースへの交付申請があった際の対応といたしまして、同要綱第7条2項に規定のありますとおり、識見を要する方など構成されております市民活動助成金審査会において、直接、面前で申請の内容を説明する企画提案発表会を開催し、その審査会において内容を審査した上で対象団体とするなど、先ほど答弁させていただきましたとおり、今後のイベントの目的や内容に応じて補助できる仕組みや対応方法を今後検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、地域の皆様が望むイベントが継続して実施され、また中止となった後に地域の皆様が自主的・主体的に企画実施するイベントには、市といたしましても引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋君。

○9番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

じゃあ、次の4点目の質問に入らせていただきたいと思います。

イベント運営資金の支援の取決めについても伺いたいと思います。お願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を久富副市長に求めます。

久富君。

○副市長（久富和浩君）

先ほどの3点目の御質問にて御答弁申し上げましたとおり、既存の実行委員会において、今後の在り方やイベントの内容等について検討いただくこととし、地域の皆様が望むイベントであれば、市といたしましても、引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

なお、運営に係る経費への支援につきましては、改めて令和7年度を初年度として、市民が自主的・主体的に企画実施するイベントの目的や内容に加えて必要となる経費等を御検討いただき、その内容を踏まえて、市といたしましては引き続きイベント実施に要する経費として支援するべき金額等を検討してまいりたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋君。

○9番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

1項目め最後の質問でございます。

今回の見直しに期待する効果ということで、非常にこれが市主催ではなくなることから、やっぱり市民主体のイベントに変わっていくのかなというところでございますが、それに市が期待することは何かということでお伺いしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を久富副市長に求めます。

久富君。

○副市長（久富和浩君）

それでは、お答えをいたします。

既存の地域イベントにつきましては、実行委員会形式で行っているものの、市の職員が職務として企画運営までを行う行政主導型となっております、内容につきましてもマンネリ化しているのが現状でございます。

本巢市は本年2月1日に市制20周年を迎え、未来につながる一步を踏み出したところであります、1つ目の御質問においてもお答えいたしましたとおり、これまでの市民協働の推進などにより、市補助金の有無にとらわれることなく市民イベントが開催されるなど、市民と行政の関わり方にも変化が見られるようになりましたことから、4つの地域イベントにつきましても大きく変わろうとしているときでもあります。

今後、4つの地域イベントにつきましては、市民の皆様が自ら企画し、運営することでマンネリ化した内容を一新することができますとともに、イベントの開催を通して達成感や喜びを分かち合い、真に楽しんでもらうことで、地域コミュニティーの強化や郷土愛の醸成につながることを期待をされます。

いずれにいたしましても、既存の地域イベントにつきましては、市制20周年という節目の年を契機として、市民の皆様の手によって実施されるイベントへと進化することで、持続可能な地域イベントとなるよう、市といたしましても支援してまいりたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋君。

○9番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

1項目5点の質問をさせていただいた中で、本当にこれは、市がもうやめるということではなくて、さらにこのイベントをブラッシュアップして市民主導型でやってほしいという気持ちが非常によく分かる回答でございました。

イベント開催に関しましては、非常に重要性が市としても高いなというふうに私は思っております。

して、昨年末、この本巢市内でも少し大きめのイベントをさせていただきました。そこに携わらせていただきました。そこにおきましても、多くの方々が御来場いただき、そこではやはり地域コミュニティの形成だったりとか、やはり子どもたちへの思い出を私たち大人がつくっていくべきだなというふうに深く感じるところでございます。

私が小さい頃、糸貫町時代でございますが、げんげ祭りというものがありませんでした。私がこの岐阜を離れて4年間外にいましたけど、その帰ってきたときにはそのげんげ祭りがなくなったというか、そのときはちょっと衝撃だったんですけども、そのげんげ祭りに対しての思い出はやっぱり小さい頃に形成されておまして、そこにはやはりげんげ祭りのような祭りがあつたなという思い出だったりとか、そこで先ほど副市長もお話しされましたけれども、郷土愛、これを育む一つの手法としてイベントというものはあるべきなのかなというふうに思っておりますので、この4つのイベントも各地域に今点在しているところでもあります。ふれあいサマーフェスタだと真正地域、花とほたる祭りだと糸貫と本巢地域、根尾盆踊りに関しましては旧根尾村というところの地域でいろいろ点在しております。このイベントをなくすことなく、やはり郷土愛を育む一つの手法として、これからも共に市政と一緒に汗をかいていければなというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

これで1項目めの質問を終わらせていただきたいと思います。

2項目めでございますが、子どもの権利についてという、ちょっとすごいざっくりとした見出しになっておりますけれども、今回、この質問をさせていただく上で、私の身の回りのお話を少しだけさせていただきますと思います。

現在、私は障害特性がある子どもたちが利用する施設を運営、そこに携わらせていただいております。施設には本巢市だけでなく、他の市町の子どもたちも利用し、市内外関係なく保護者さんとお話をさせていただく機会も多くて、そこから相談に乗ることも少なくございません。

その中で、つい最近ではございますが、特性のあるお子さんと地域の方々や学校の間で、どうしてもちょっとトラブルが生じることは多々あります。その中で、本巢市内の子ではございませんでしたけれども、学校との間でトラブルが生じました。そこでは合理的配慮に欠けた言葉だったりとか、また行動が見られ、それで子どもが苦しみ、そして悲しみ、最終的には不登校になったという経緯がございます。

その中で、この合理的配慮というのは権利にも近いところはあるんですけども、この合理的配慮の浸透がまだまだ行政、また公務員の方々、また地域の方々はまだ浸透していないとは思いますが、それで浸透させるためにも、この子どもの権利というところを私は強く今訴えたいなというふうに思っております。この子どもの権利は、行政が守る義務があるんじゃないかなというふうなふうに思っております。この子どもの権利は、行政が守る義務があるんじゃないかなというふうなふうに思っております。

この子どもの権利に関しましては、1989年に子どもの権利条約というものが国連で採択されて、そこから日本においては1990年9月に条約に署名をしまして、1994年5月に施行されました。また、日本においては、昨年子ども家庭庁の設置や、令和5年4月にこども基本法というものが制定されるなど、子どもに関する動きは大きくなっていっております。

その中で、こども基本法の基本理念にも子どもの権利に関することが盛り込まれておることから、このことから、本市でも18歳未満の子どもたちの権利を守ることが子どもたちの明るい未来を築く上で重要だと考え、2点質問をさせていただきたいと思います。

条例の制定は、子どもの権利を市民が守ることを促進されるものだと私は考えておりますけれども、その前に、こども基本法が制定されたことに伴って、市の動きというのはどういうものがあつたのかなというふうに思いますので、教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

こども基本法制定に伴う市の動きについてお答えします。

本巢市の教育は、「今と未来を幸せに生きるその主体者を育てること」を合い言葉に様々な実践を進めてきました。こども基本法は、全ての子どもが幸せな生活を送る社会を目指し、子どもを取り巻く環境の深刻化に対して、大人の視点だけで解決を図るのではなく、当事者である子どもの視点を尊重し、子どもの権利を包括的に保障する法として策定され、まさに本巢市の教育の考え方と合致する法であると捉えています。

本市では、子どもの命や権利、自己実現の喜びなどを最優先に考えるとともに、いじめや不登校、児童虐待といった問題の早期対応と解決、さらには有効な予防に向け、様々な対応をしてきました。これらの対応の指針にしてきたのが、こども基本法の6つの理念と子ども権利条約の4つの原則であり、その趣旨を踏まえて具体的に実践できることから改善を図ってまいりました。

本年度第一に行ったことが、この原則の中の子どもの生命、生存及び発達に対する権利に関する取組です。

その一つとして、本年度より教育センター内に岐阜市子ども・若者総合支援センター、エールぎふと通称言われている、そこの所長を経験した専門性の高い退職校長を子ども支援対策監として配置し、子どもに関わる全ての支援・相談の窓口を一本化してまいりました。不登校や虐待といった子どもの危機状況や困り感を把握し、その状況に応じて市の教育・福祉・保健分野の協働体制の構築、県子ども相談センターや警察、弁護士、医療機関などの専門機関との連携を強化し、チームとして動けるネットワーク体制をつくりました。さらには、この子ども支援対策監は合理的配慮等の権利についても教職員に周知しているところでございます。

2つ目として、急増する不登校に対して、令和3年度から本巢の学び舎を開設するとともに、本年度は親の会を立ち上げ、保護者や民間機関とのネットワーク構築等を行いました。そのほか、いじめや虐待といった個々の事案を丁寧にアセスメントして、より子どもに軸足を置いた多様な支援の在り方を探りながら、早期対応・早期解決に努めているところです。これらは子どもの最善の利益、差別の禁止の原則にも相通ずるところです。

さらに法の施行に伴って大きく改善を加えたのは、子どもの意見の尊重の原則の具体化です。

小・中学校の代表者が集まる児童会・生徒会サミットやジュニア防災リーダーなどの取組では、よりよい学校、さらには防災の在り方を小・中学生が自分たちの意見を持ち、発表する機会を設けており、子どもの意見を尊重する体制が確立されてまいりました。

また、本年度からスタートした青少年国内派遣事業、沖縄派遣においても、平和学習にとどまらず、現地の地域づくりを学び、本巢の自然や文化の特色を生かした今後のまちづくりへの考えを、本巢の未来を語る会でプレゼン・意見交流し、中学生らが市政に参画しました。これらの取組は、こども基本法の基本理念を十分に踏まえた本巢市らしい取組だと認識しております。

今後は、これまで以上に子ども自身が自分の権利や役割を理解しながら、自分の存在を守り、主体的に社会参画できる力をさらに伸ばしていきます。一方で、保護者、学校、地域、行政等、子どもに関わる大人自身も子どもの権利に対して理解を深め、自分たちの義務・役割を自覚して、子どもにとってよりよい関わりができるよう働きかけていきたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋君。

○9番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

多くの動きがあることは実感していますし、皆さんもそのことは分かっているかと思いますが、市民の方々が、本巢市はこんなに動いているんだよということをもっと分かっていたいただければ、この放送を介して分かっていたいただければ幸いかなというふうに思います。

最後になります。

続いては、子どもの権利条例の制定についての見解ということで、今回はこの条例の制定は、この子どもの権利を市民が守るところを促進する上で、動きをたくさんやったからといって、市民がそれに賛同もする方も多いでしょうけれども、それに倣って守るということではありません。市民を縛るという言い方はちょっとおかしいんですけども、この子どもの権利を市民が守ることを促進するものは、やはり条例かなというふうに思っております。

この子どもの権利条例に関しましては、多くの市町村、全国的にも制定されているところが多くございます。中には、我々議員の委員会から条例をつくっているところもございまして、行政側がこの条例をつくって制定するところもございまして、それについて、教育長に子どもの権利条例の制定についての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

子どもの権利条例の制定についてお答えします。

子どもを取り巻く状況が大きく変化しつつある現在、子どもは弱くて大人から守られる存在とい

う考え方から、子どもも一人の人間として人権を持っている、つまり権利の主体者であり、幸せに生きるその主体者であると認識し、様々な取組を改善発展させていく必然性はますます大きくなっていると捉えています。このことから、国連における子どもの権利条約や国のこども基本法を踏まえて、本巣市らしい子ども権利条例を制定していきたいと考えています。

制定に当たっては、本市の教育の考え方を最大限に前面に出し、次の3つを大切にしていきます。

1つ目は、子どもがつくる、子どもの手によってつくり上げる子ども条例を制定することです。子どもを真ん中に据え、子ども自身が参画し、子どもの意見を尊重した条例こそが子どもを主体とした条例と言えます。他市町で既に制定している条例のほとんどが子どもを真ん中に据えと言いながら、守られる存在というスタンスで、大人が目線からの子どもの権利やまちづくりが示されている傾向にあります。本市においては、子どもたちが自ら幸せになるために何が必要かを考える、子どもが主語の子ども条例を最優先に制定していきたいと考えています。

本市では、平成29年にいじめ防止対策に関する条例を作成した折に、その条例の子ども版を作成し、それを示したことにより、子どもたちが主体的にいじめ防止に向けて行動したり、SOSの出し方教育を通して子ども自身が自分の不利益に対して声を上げられるようになったりした好事例があります。今回の子ども版子ども条例は、児童会・生徒会サミットなど生かして、子どもたち自身が当事者となって作成することを大切にしていきたいと考えています。

2つ目は、育つ権利や学ぶ権利など、大人が与えてきれいな言葉でまとめていくのではなく、子ども自身が幸せをつかみ取っていくための具体を描いて書き表していくことです。本市では、ジュニア防災リーダー、ジュニア司書、こども学芸員等の養成講座、算数数学検定楽校やジャンプアップ講座などでの発展的な学びなど、子どもたちが自分の興味関心に基づき主体的に活動する機会も多く設けています。子どもたちがこうしたことを踏まえて、何をやりたいか何を求めたいのかなどどんどん意見を出し合い、抽象的な言葉でまとめず具体が見えてくる、夢やワクワク感がにじみ出る条例としていきます。

3つ目は、子どもに関わる全ての人が、子どもの存在や子どもの権利を抜本的に見直し、大人や社会に訴える子ども条例も併せて制定することです。先ほど議員が言われました、子どもの権利を市民が守る意味を込めた条例もつくっていききたいと考えています。まだ声に出せぬ小さな子どももしっかり守ることも大切です。幼・小・中の接続を十分に踏まえ、様々な立場の方から意見を聞き、子どもに関わる大人の総意でつくられた条例も併せて制定していきたいと考えています。

本市は各中学校区に幼・小・中をつなぐコミュニティ・スクールとしての機能があり、子どもたちの育ちや学びに積極的に関わっていただける地域の方々が多いことが強みです。また、幼・小の連携を図るかけ橋プログラムも作成していることから、こうした強みを生かし、切れ目なく子どもの権利がつながっていくものを制定できそうです。

条例制定に当たっては、そのネーミングについても十分に検討したいと考えております。そして、子どもも大人も誰もが当事者、主体者となって、より豊かに幸せに生きられる本巣市のまちづくりの指針を示していきたいと考えております。

[9 番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

高橋君。

○9番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

想像以上に、想像していなかった回答でございました。

子どもたちを主体というよりは、子どもたちがつくる条例のような回答だったかと思います。そういった事例は多分、全国でもないのかなというふうに思いますし、大いに期待したいところでございます。ぜひぜひ、多分時間はかかるとは思いますが、本巢市の子どもたち、私たちも生徒会サミットだったりとか、この前のジュニア防災リーダー、ホープも見に行かせていただきたくれども、発言力がある、思いがある子どもたちが非常に多いというふうに私も感じておりますので、そういった子たちがつくる条例、非常に楽しみでございます。ありがとうございました。失礼します。

○議長（大西徳三郎君）

この際、暫時休憩をいたします。12時を回っておりますので、13時10分から会議を再開します。

午後0時02分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

続いて、10番 今枝和子さんの発言を許します。

今枝さん。

○10番（今枝和子君）

それでは、通告に従いまして大きく3点質問をさせていただきます。

本年1月1日16時10分、能登半島を震源とする強烈な地震が穏やかなお正月を一変させました。多くの方がお亡くなりになり、2か月半がたとうとしている今もなお、5,000人を超える人たちが厳しい避難所生活を余儀なくされております。亡くなられた方々の御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様にお見舞い申し上げ、一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

それでは、本市における災害対策についてお伺いをいたします。

この能登半島地震では、集落の孤立などで職員の方々が市役所に参集できないなど、自治体業務継続計画、BCPの実効性への課題が改めて浮き彫りとなりました。

自治体BCPとは、自然災害や感染症などの未曾有の事態となったとしても、損害を最小限に抑えながら、限られた職員や施設で一定の業務を早期に再開、継続できるよう事前に策定しておく行動計画のことです。

総務省では、この自治体BCPに特に重要な6要素として、首長不在時の明確な代行順位や職員

の参集体制、電気・水・食料・燃料などの確保や、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保など、特に重要な6つの事項を提示しておりますが、その全てを網羅したBCPを策定している市区町村は2023年版消防白書によりますとまだまだ4割程度にとどまっている状況です。

また、これまでの災害の教訓から様々想定される事態が、災害の種類や発生する時間帯、気象状況などによって被害の様相は大きく変わると言えることから、具体的な対応の検討や見直しを行い、改定を重ね、より質の高い計画を練り上げていく必要があります、さらにはその計画に沿った訓練や研修などを定期的に開催し、経験値を積み重ねていくことでBCPの実効性はより高まると考えます。

そこでお尋ねをいたします。

本市における自治体BCPの6要素の現状と、計画の見直しや改定、その訓練や研修への取組についての見解をお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、自治体BCP（事業継続計画）の特に重要な6要素の本市の現状とその訓練研修、見直し改定についての見解につきましてお答えをさせていただきます。

本市のBCPにつきましては、平成29年3月に策定しましたが、特に重要な6要素のうち、非常用発電機の燃料の確保と職員のための水、食料等の確保についての記載が不十分となっているのが現状です。

非常用発電機の燃料について、消防法により燃料の備蓄が困難であることから、販売業者と燃料の優先供給について協定を締結し、平時から燃料の調達や運搬手段、給油の方法について協議し、燃料の確保に努めていきます。なお、新庁舎につきましては屋外地中に埋設するオイルタンクに7日分の燃料を保管することで長期停電に備えてまいります。

職員のための水、食料等の確保につきましては、アルファ化米や飲料水等3日分の食料を備蓄していますので、次回改定時に記載をいたします。

また、新庁舎移転に伴いまして特に重要な6要素を見直す必要がありますが、昨年11月24日に三井住友海上火災保険株式会社と包括連携に関する協定を締結し、その連携事項で防災・減災及びリスクマネジメントに関することがあり、BCPの見直しや訓練、研修サービスを提供していただけることから、このサービスを活用しながらBCPの見直しを進めてまいります。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

今枝さん。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

今後も、改定、訓練等を重ねられまして、より実効性のあるBCPとなりますようよろしくお願いいたします。

次に、災害時協力井戸登録制度についてお尋ねをいたします。

能登半島地震で被災した石川県では、今もなお断水が続いている地域があり、被災者は依然として水不足に大変悩まされております。厚生労働省によると、炊事やトイレ、お風呂といった日常生活で使う水は1人当たり1日約230リットル、2リットルのペットボトルが115本です。とても給水車や備蓄している水で被災者全員分を賄うことはできない量です。

しかし、その対応策の一つとして災害時協力井戸登録制度あります。井戸は、水道管と異なり地面に垂直に伸びているため、地震発生時は周りの地層と一緒に動き、水道管と比較して破損しにくいと言われております。そして、災害時協力井戸とは、災害時など断水したときに個人所有の井戸を地域住民の生活用水として無償提供していただける井戸のことで、事前に登録し、有事に備えておく制度です。

令和4年、おととしの12月議会においてこの制度の導入を提案させていただき、制度の導入に向けて検討すると御答弁をいただきましたが、その後の進捗状況をお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、災害時協力井戸登録制度の進捗状況につきましてお答えをさせていただきます。

能登半島地震により、現在でも被災地では断水が続いており、飲料水や生活水の確保が大きな課題となっております。

被災地では、住民の声かけにより井戸が自発的に開放され供用された地域もあるとのことですが、災害時協力井戸として事前に整備すれば、より速やかに水源の確保として活用できると考えられます。

このことから、大規模災害が発生した場合、代替水源として円滑に活用できるよう、本市でもこの1月に災害時協力井戸登録制度を創設いたしました。これから、広報「もとす」やホームページ等で市民の皆様や市内の企業等に周知し、災害時協力井戸として事前登録をお願いし、大規模災害による断水時の対策のため生活水の確保に努めてまいります。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

今枝さん。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

1月に制度を創設していただき、これから周知されるとのこと、多くの井戸が登録していただけることを願います。

石川県の被災状況を伝える報道によれば、給水場所へ出向くことも、またその重い給水タンクを運搬することも毎回かなりの負担があると報じております。給水箇所が身近なところに複数あることで、このような負担が減少し、少しは軽減されます。登録していただける協力井戸が一か所でも増えるよう、周知啓発をよろしく願いいたします。

しかしながら、井戸水を使用しているお宅は複数あると思いますが、電動ポンプによるくみ上げが多いのではないのでしょうか。電動ポンプの場合は、停電を伴う災害では給水が困難です。停電時であっても、生活用水の確保ができるようにと登録された井戸に手動ポンプを併設した場合、その設置費用の一部を助成している自治体があります。

有事の際の水不足は、健康面、衛生面ともにとても大きな影響があることを、私たちは能登半島地震で目の当たりにしました。手動ポンプ設置の協力井戸の存在はとても大きいと考えますが、本市において設置費用の助成はいかがお考えでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、登録された協力井戸に手動ポンプ設置費用助成の見解につきまして、お答えをさせていただきます。

本市の災害時協力井戸登録制度における登録の要件といたしまして、井戸水をくみ上げるための電動式または手動式のポンプ、つるべ等があることとなっていますことから、災害時協力井戸として登録する前に手動式のポンプ等を設置する必要があります。

市といたしましては、断水時の生活用水の確保のため、災害時協力井戸の登録を1基でも増やしていく必要がありますことから、また停電時であっても地下水をくみ上げることができるよう、災害時協力井戸への登録を条件として井戸における手動ポンプの設置に係る費用の助成につきまして、他市町の事例を参考にしながら導入に向けて検討をしまいたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

今枝さん。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

他市町の事例を参考にしながら、導入に向けて検討していただけたとのことでした。これからも、災害に強いまちづくりをどうかよろしく願いいたします。

次に、「幸齢社会」実現に向けての取組についてお尋ねいたします。ここで言う「コウレイ社会」とは、幸せという字の幸に年齢の齢と書いて「幸齢社会」です。

我が国が抱える大きな課題の一つは人口減少、少子高齢化です。2025年には約650万人に上る全ての団塊の世代が75歳以上となり、40年には高齢者人口がピークを迎えます。また、既に人口減少

は始まっており、15歳から64歳の生産年齢といわれる層の人口は今後減少が続きます。

こうした社会が訪れることを前提に、国では年齢を重ねても健康寿命や活動寿命を延ばし、一人一人が生き生きと幸せに暮らし、活躍できる社会を構築することが重要だとの問題意識から「幸齢社会」と表現をし、岸田首相を議長とした「幸齢社会」実現会議も昨年5月より開催をされています。

また、本市におきましては新庁舎開庁に合わせて行政組織再編が行われ、新たに長寿支援課が設置されます。まさにこの長寿支援という名にふさわしい取組について、細かく5点質問をさせていただきます。

まず1点目の質問、高齢者の就労支援についてです。

内閣府の調査によると、高齢世代が働き続けるのは経済上の理由だけでなく、生きがいや社会参加の充実感を求めてと答える人が少なくありませんでした。また、高齢者が就労により収入を得ることは、本人のメリットになるだけでなく、個人消費の拡大につながる点では経済的な効果も期待できます。そして、社会保障の支え手を増やして現役世代の負担増を抑える意義もあるなど、高齢化が進む日本にあっては高齢者の就労や社会参加を進めることはとても重要です。

そうした中、千葉県柏市では、働き続けることを希望する人に多様な就業機会を提供するという、全国の自治体の参考にもなっている生きがい就労支援という取組をされています。市役所やシルバー人材センター、商工会、社会福祉協議会などと連携しながら、高齢者向けの求人開拓なども行っており、ハローワークでは高齢者向けの求人が少ない一方で、シルバー人材センターは普通のシニアのニーズに合っていないなどの課題に 대응するものとなっているようです。20年から22年度までの3年間で、窓口には1,022人の方が訪問し、159人が就労や有償ボランティアなどの働き口を見つけておられます。

日本の高齢化率は50年には37%に達し、高齢者1人を現役世代1.4人で支える肩車社会となりますが、このような取組により働く高齢者が少しでも増えれば、支え手と支えられる側の比率は少しずつでも改善をされていきます。本市において、高齢者のニーズに合った就労や社会参加を支援する取組をいかがお考えでしょうか。その見解をお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋君。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を迎えるとともに、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年度には、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上という超高齢社会が到来すると見込まれております。

こうした中、高齢者の就労促進、生涯現役社会づくりを目指した高齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正に伴い、事業者に対し65歳までの雇用確保が義務づけられ、令和3年4月からは70歳

までの就業確保に向けた支援措置が努力義務化されたこともあり、地域における多様な就業機会の確保に向けた取組等も進められ、高齢者の活躍の場所、機会が拡大方向に來ていると認識しております。

議員御質問の高齢者の就労支援の見解でございますが、現在、本市では高齢者から就労に関する相談がございましたら、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに地域社会の活性化に貢献できる機関である本巣市シルバー人材センターの紹介や、またより高い賃金を求める人にはハローワークを勧めているところでございますが、高齢者がその能力を十分発揮し、より活躍ができる環境の整備が必要であると考えていることから、今後は先進的に高齢者の就労支援対策を講じる他の自治体を参考にしながら、就労に関する情報提供や相談会の開催等、高齢者の就労支援の拡充につつまして検討してまいりたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

今枝さん。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

今後、拡充について検討をしていただけるということですので。シニアのニーズに合った支援となりますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、高齢者のスマホ講習会についてお尋ねをいたします。

スマホは、現代社会の必需品と言われるぐらい私たちの生活に欠かせないものとなっていますが、高機能である一方、高齢者層では電話以外の使い方が難しいと感じている方が多くお見えます。しかしながら、社会生活の中でデジタルを活用したサービスはますます増えていることから、デジタル化の恩恵を多くの方が享受できるようにと各地で高齢者のスマホ教室が開催をされております。私も、令和4年6月議会においてスマホ教室の開催を提案させていただきました。

そして、できるだけ早い時期にやり方として委託なのか、どうするのかなどを検討してまいりたいという御答弁をいただきましたので、今か今かと待ちわびて今日に至っておりますが、昨年は県主催のスマホ教室の会場に根尾、糸貫、真正の各公民館が使用をされました。しかし、定員は10名と少人数で一回きりのものでした。

ここで、他の自治体でスマホ教室に参加された方々の声を紹介させていただきます。

「何だかわくわくしてきた」「自分もまだまだできるぞって感じになってきた」「お話を聞いて、実はとても便利なものを持っているんだということが分かった。これを使わないのはもったいないなと思った」「迷惑メールの対処法や調べ物のやり方が分かり、本当に参加してよかった」などあります。

このように、高齢者のスマホ教室は現在の情報社会の中でデジタル機器をうまく活用し、生活満足度を向上させると期待をいたします。そして、より多くの方がその機会を得て喜んでいただくにはどうしたらよいかと思ひ巡らしていたのですが、例えば介護予防教室などたくさんの方が集われ

ているところで開催したならば、高齢の方には改めてスマホ教室に通う負担が軽減できます。また、ふだんから顔見知りのメンバーと一緒に学ぶことは、お互いに安心感があり、楽しいのではないのでしょうか。

そこでお尋ねをいたします。

介護予防教室などでの高齢者のスマホ教室開催をいかがお考えでしょうか。その見解をお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋君。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それではお答えをいたします。

まず、高齢者のデジタル・ディバイド（情報格差）でございますが、の解消に向けて行いますスマホ教室につきましては、議員が先ほどおっしゃられたように、令和4年度では10回、令和5年度では5回開催をしているところでございます。

また、高齢者が住み慣れた地域でなるべく介護を必要とせずに暮らしていけることを目的とする介護予防教室につきましては、脳を元気にする教室、体を元気にする教室、及びいきいき健康教室などを開催しているところでございます。

議員御質問の介護予防教室でのスマホ講習会開催の見解でございますが、まずは介護予防教室の参加者に対するニーズ調査を実施いたしまして、その調査結果を参考にしながら今後のスマホ教室の在り方などを検討してまいりたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

今枝さん。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

アンケート調査等をされて検討されるということです。

ここで再質問をお願いいたします。

先ほどの御答弁の中で、令和4年に10回、5年度には5回、スマホ教室が開催されたとのことですが、その詳細をお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を小椋健康福祉部長、お願いします。

小椋君。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは再質問にお答えをいたします。

高齢者向けスマホ教室の開催実績でございます。令和4年度10回の内訳といたしましては、市の

社会福祉協議会の主催が1回、市老人クラブ連合会主催が5回、また県主催による市内各公民館での開催が4回でございます。また、令和5年度5回の内訳といたしましては、市老人クラブ連合会主催が2回、県主催による市内公民館での開催が3回でございます。

また、参加人員につきましては1回当たり5名から15名までの参加人数があり、内容につきましては、電源の入れ方、ボタン操作の仕方、電話・カメラの使い方、インターネットの使い方など、スマホに慣れていない高齢者向けの基本的な操作などが主な内容となっております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

今枝さん。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

老人クラブの方とか、社協さんがというお話でした。多分、老人クラブで開催されるということはそのニーズがあるのではないかなというふうにも思いますし、基本的な操作というよりは、今本当にいろんな機能を使いたいという方もいらっしゃると思いますので、またそういった点も御検討していただければありがたいです。

スマホをうまく使えるようになれば生活満足度が上がり、健康寿命、活動寿命を延ばすことにもつながると考えます。これからも、今か今かと待ち続けておりますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは次に移ります。

国では、2025年には高齢者の5人に1人が認知症になると推計をされており、認知症が私たちにとってますます身近なものになっています。認知症の行方不明者として全国の警察に届けられた数は、22年、過去最高の1万8,709人となりました。認知症の発症率の高い年齢層の人口が今後増えることにより、認知症はますます増えていくことが予想されています。

このような状況において、認知症の人やその家族が安心して暮らせる環境整備が急務であると、本年1月1日に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行をされました。

基本法の目的は、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができる社会の構築です。そして、この基本法の基本的施策の最初に掲げているのが、認知症の人に関する国民の理解の増進です。認知症に対する誤解や偏見をなくし、正しい知識と当事者への理解を深め、皆が認知症を自分ごととして考える大きなきっかけとなるような事業展開が求められております。

そして、認知症サポーター養成講座はそのうちの一つであると思いますが、ここ数年の受講者数を調べてみますと、出前講座を受講している小学生が大半を占め、一般市民の受講者としては民生委員の方々を除けば数人程度です。

認知症サポーターとは、何か特別なことをする人ではなく、認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族が地域で暮らしやすいよう温かく見守る応援者のことです。養成講座で得た知識

を生かし、近所で気になることがあればさりげなく見守る、困っている人がいれば手助けするといった感じです。

認知症基本法施行を契機に、この養成講座を多くの人が受講されるよう呼びかけ対象やその啓蒙方法などを改善し、より一層充実したものにしていきたいと願います。

さらには、チームオレンジとあって、地域で暮らす認知症の人や家族の困り事の支援のニーズと認知症サポーターを結びつける一歩前進させた取組を、国では2025年までに全市町村に整備するという目標を掲げております。

そこでお尋ねをいたします。

先ほど申し上げたような認知症サポーター養成講座のさらなる充実への見解と、チームオレンジ整備の現状及び今後の計画についてお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋君。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それではお答えをいたします。

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者であります認知症サポーターは、厚生労働省が提唱する認知症施策推進総合戦略、これは新オレンジプランといいますが、7つの柱の中の一つでございます。認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進に掲げる主な政策であります。

本市では、平成21年度から認知症サポーターの養成講座を毎年開催しており、令和5年度には364人の受講がありました。議員御指摘のとおり、近年では主に小学生、民生委員、地域福祉協力員や市職員の受講であることから、今後はより多くの市民が受講できるよう養成講座の開催日や開催方法、内容等を検討していき、さらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、認知症サポーターによる認知症の人やその家族に対する生活面の早期からの支援等を行う近隣住民の集合体でありますチームオレンジにつきましては、厚生労働省が策定する認知症施策推進大綱では令和7年までに全市町村でのチームオレンジ等の整備が掲げられております。

現在のところ、本市にチームオレンジはございませんが、市内自治会の1つがチームオレンジの設置を検討しており、地域包括支援センターなどの関係機関と情報を共有しながら令和7年までにチームオレンジが設置できるよう支援を行っているところでございます。

なお、チームオレンジの設置に当たっては、認知症サポーター養成講座やその次のステップアップ研修を受講したメンバーの参画が必要であることから、今後もチームオレンジ等の整備と併せて認知症サポーター養成講座等の参加者確保に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

今枝さん。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

今後、より多くの市民の皆さんが受講していただけるようになることを願ひまして、次の小学生認知症サポーター養成講座と子どもたちの理解促進についての質問に移ります。

本市においては、毎年8校から9校の小学校で認知症サポーター養成講座を実施していただいておりますが、全国的にもそのほとんどが座学を中心とした講義であり、どうしても受動的になってしまう傾向があります。

そんな中、東京都八王子市での体験学習が話題になっております。講義形式の講習を駄菓子屋での応対という体験型の学習とし、認知症の人と子どもたちが売手や買手となって交流を図るという体験学習を講座に組み込みました。子どもたちが当事者と直接交流することで、同じ目線に立って当事者の気持ちや考えに触れることで、体験として認知症への理解を深めることを狙いとしているとのこと。

この背景には、核家族化が進み、家庭においても子どもたちが高齢者と触れ合う機会がなくなり、認知症に限らず高齢の方の困難さが想像できなくなっているという一面があります。

体験学習を終えた子どもたちからは、「認知症の人は何もできない、何でも忘れてしまうのかと思ってた。でも実際は違った。話せば普通だし、一緒に交流ができて楽しかった。少し手伝えばみんなと同じように生活できるんだと分かった」などの感想がありました。できることを一緒にして、できないことを手助けしてあげるという基本的な人と人との在り方を身をもって感じ取れたこの体験学習はとても有意義に思います。

加えて、読書による理解促進の先進事例もありました。熊本県山鹿市では、小・中学校での認知症サポーター養成講座は実施できたが、その一度きりの講座でいいのだろうかとの思いから認知症サポーターフレンドリーブックスタンプカードというものが誕生いたしました。子ども向けの認知症が分かる本を数冊紹介し、読み終えたらスタンプを押すという取組で、子どもたち同士が意欲的に学べるよい機会になっているようです。

本巢市にはジュニア司書さんがたくさん存在をしています。彼らの力をお借りし、認知症を学べる子ども向けの本を紹介してもらうなど、読書を通して子どもたちの理解促進を図ってはいかがでしょうか。

そこでお尋ねいたします。

小学校の認知症サポーター養成講座に体験学習を組み込むことや、ジュニア司書による書籍の紹介など、子どもたちの理解促進についての見解をお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋君。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それではお答えをいたします。

地域の将来を担う小学生に、認知症に関する正しい知識と認知症の人への接し方を学ぶため、本市では小学生向けの認知症サポーター養成講座である認知症キッズサポーター養成事業を平成28年度から実施し、令和5年度には6つの小学校及び1つの義務教育学校の児童333人が総合的な学習の時間を利用して受講するなど、認知症への理解を深めているところでございます。

議員御質問の小学校での認知症サポーター養成講座に体験型学習やジュニア司書などによる関連書の紹介など、児童・生徒の理解促進への取組の見解でございますが、本市では令和2年度から毎年9月の世界アルツハイマー月間内でアルツハイマー月間認知症啓発事業をしんせいほんの森で開催しております。そこで、認知症に関する書籍コーナーの設置や、小・中学生のジュニア司書が認知症関連の本を読み、その紹介カードを書くなどの活動を実施した経緯もあることから、小学校での認知症サポーター養成講座にジュニア司書による関連書の紹介などの取組につきまして検討してまいりたいと考えております。

次に、体験型学習につきましては、認知症対応型のグループホームやデイサービスセンターは地域密着型の施設でもあることから、地域との交流を深めるには大変有効的であると考えておりますが、多くの児童が居住場所や生活空間に入ることによって精神的に不安定となる人や、新型コロナウイルスが感染法上の5類に移行したとはいえ、依然としてインフルエンザなども含めた感染症対策が必要でありますし、さらには小学校児童の移動手段の問題等も考えられることから、現在のところ現地での体験型学習の導入は考えておりませんが、今後は先進的に認知症サポーター養成講座に体験型学習を導入する他の自治体を参考にしながら、小学生などを対象とした認知症への理解促進のための取組につきまして検討してまいりたいと考えております。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

今枝さん。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

当事者の体験を基に、認知症の人がどう接してほしいかなどを伝える寸劇や紙芝居を講座に取り入れているところもあるそうです。体験とまではいなくても、座学にそんな工夫をプラスすることで子どもたちの心に届くものがあるのではないかと思います。今後はこのような取組も御検討くださいますようお願いいたします。

次に、一般市民向けに理解を深める積極的な広報活動についてお尋ねいたします。

皆さんは、認知症希望大使というものを御存じでしょうか。認知症の方本人が、自らの言葉で当事者の経験や思いを語り、認知症理解促進のために講演会など啓発活動に取り組んでいる方々です。2020年に厚生労働省より5人の方が大使に任命をされており、その後、各都道府県でも地域版大使が誕生をしています。ちなみに、岐阜県では現在4名の方が委嘱されており、そのうちのお一人は瑞穂市の方です。

先日、愛知県認知症希望大使の講演会に参加された方の感想をお聞きする機会がありました。認知症になっても全てができなくなるわけではなくて、周りのちょっとした手助けや工夫があれば自分らしく生き生きと暮らしていけることが分かり、とてもよい機会になりましたとの感想でした。

周りのちょっとした手助けや工夫ってどんなことなのと尋ねてみますと、例えば友人とランチの約束をした場合、今日はランチの約束の日だよ、大丈夫、とその当日に確認の電話を入れてあげるなど、本当にちょっとした気配りがあることで失敗せずに皆と同じように過ごせるのだと講演で話をされていたそうです。

周りの私たちが、当事者のできることを、できないことなどを正しく理解して寄り添えることが大事なことだと実感をいたしました。そして、私もぜひ認知症希望大使の講演を聞きに行きたい、学びたいと思いました。

高齢化が進み、単身世帯が増えている中、地域全体で見守り支えていける社会を形成するためには、このような講演会など広報活動を積極的に展開していただきたいと願いますが、いかがお考えでしょうか。見解をお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋君。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それではお答えをいたします。

本市では、認知症に対する正しい理解と認識を深めるため、先ほど答弁させていただきました認知症サポーター養成講座や認知症の人とその家族、専門職や地域の人々が気軽に集う場の認知症カフェ設置への支援、また医療機関から講師を招いて家族介護教室の開催などを行っており、認知症に関する啓発に努めているところでございます。

議員御質問の認知症に対する正しい理解と認識を深める講演など、市民への積極的な広報活動の見解でございますが、令和6年度、新年度でございます、認知症の人の生活機能障がいへの進行に合わせ、いつ、どこで、どのような医療、介護サービスを受けることができるのかを紹介する本巣市認知症ケアパスという冊子を全戸配付する計画をしており、さらには認知症に対する正しい理解と認識の情報を市広報紙や市ホームページなどに掲載するほか、市民向けの講演会の開催を検討するなど、市民への積極的な広報活動に努めてまいりたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

今枝さん。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

認知症ケアパスですか、楽しみにお待ちしております。また、当事者の声、体験、思いを直接お聞きすることは理解促進に大変期待をできますので、どうか講演会のほうもよろしく願いいたし

ます。

それでは最後の質問、5歳児健診に移ります。

母子保健法では、乳幼児健診は1歳6か月児と3歳児健診が義務化、3か月から6か月児、9か月から11か月児などは任意ではあるものの地方交付税措置がされております。こうした中で、国は新たに1か月児及び5歳児に対する健診の費用を助成することとし、本巢市においても今定例会に提出されました予算書には1歳児健診助成事業が計上をされておりました。

そこで、5歳児健診についてお伺いいたします。

本巢市を含め多くの市町村では、3歳児健診以降、就学児健診まで健診がありません。国は、社会性発達の評価や発達障がい等のスクリーニング、健康増進を目的とした5歳児健診の標準化、体制整備が必要であるとし、令和5年度の補正予算に5歳児健診への助成を盛り込みました。

落ち着きがない、興味に偏りがある、周囲とうまく関われないなどの発達の特性を持つ子どもたちは、小学校入学後に環境に適応できず不登校になったり、問題行動を起こしてしまったりすることが少なくありません。

就学児健診では、入学までの期間が数か月と短く支援につなぐことが難しいのですが、5歳児健診によってそうした特性に早く気づき、適切な支援や療育につなげることができれば、多くの子どもたちが通常学級で問題なく学べるようになると思います。こども家庭庁の資料には、5歳児健診を導入した自治体では不登校が減ったという研究結果もあるとありました。

そして、私も実際に学校に行きづらくなった子どもたちのサポートをしておみえの先生にお話を伺ったところ、発達の特性により不登校になることは多々あるそうです。そして、不登校になってから相談を受け、専門機関を紹介することで改善されていくケースもよくあるとのことでした。本巢市においても例外ではないと思います。

我が子の発達の特性を理解し、関わり方などについて早期に専門家に相談するきっかけとなる5歳児健診は、安心の就学へとつながり、本市においてもぜひ実施していただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。見解をお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋君。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

5歳児健診は、国の令和5年度補正予算におきまして、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制の整備を目的として、新たに市町村の実施が努力義務とされた健診でございますが、子ども家庭庁の概要説明によりますと、実施方法は原則集団健診、健診内容は精神発達の状態や言語発達の遅れなど心身の異常の早期発見、育児上問題となる事項、必要に応じ専門相談等とされており、健診の結果、疑いも含む発達障がい等と判定された幼児には、就学前までに必要な支援につなげることができるようにと示されたところでございます。

特別支援学校への入学や特別支援学級への入級に際しましては、小児科、児童精神科、小児神経科や発達外来などで発達障がい等の判定が必要な場合がありますが、現在、本市には専門の医療機関はなく、岐阜市や大垣市のクリニック等で判定を受けることになります。

また、判定結果は1か月から2か月後となり、かつ受診まで半年待ちというような状況を鑑みますと、国が求める就学前までに必要な支援につなげることができるには、より早期から親子と関わる必要があると考えております。

本市では、10年ほど前から発達障がい等の早期発見、早期支援に力を入れており、保護者との信頼関係の構築を目的に1歳6か月健診から子どもと他人とのやり取りの様子を保護者に見学していただき、健診では家庭や子育て支援センターなどで子どもの力を伸ばすための助言のほか、発達が思うように伸びず保護者が困っているケースには、発達を支援するにこにこ親子教室への参加を促し、月1回、6か月間の親子遊び教室を行うとともに、町村合併当初より公認心理士である発達相談員を配置しており随時発達相談を行うなど、早ければ3歳児健診以前から療育等の支援につなげているところでございます。

このような入園前の様子は、保護者の了解を得て担当職員から市内幼稚園に引き継ぐことや、保護者から入園先に子どもの特徴を記載した連絡帳を渡してもらうなど、切れ目のない子育て支援に努めておりますが、一方では他の市町村で3歳児健診まで済ませた幼児が転入した場合や、入園後、友達とトラブルになりやすい、落ち着きがないなど、集団生活を送るようになってから発達障がい等が判明することもございます。

また、発達障がいの特性が起因し、周囲の人や環境にうまく適応できず2次障がいとして不登校に至る問題は危惧をされており、健診で発見できても必要な支援につながらなければ将来にわたる問題となることも十分認識していることから、本市におきましても近隣自治体の動向を注視しながら現在の健診方法と健診内容を検証するとともに、より支援の充実化を目指すためにも、本市の実情に即した5歳児健診の実施に関しまして検討してまいりたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

今枝さん。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

本市におかれましては、3歳児健診までにかなり手厚く療育につなげていただけているということが分かりました。ありがとうございます。

私、昨年7月から開催をされております親の会というものに参加をさせていただいております。学校に行きづらくなったお子さんの保護者の方々の涙ながらの切実なお話を、ただただ一緒にお聞きするだけしかできない自分に毎回歯がゆさを感じざるを得ないのですが、5歳児健診によってこうした悩みを抱える御家庭が減少したとの研究結果があるのであれば、ぜひとも早期に取り組んでいただきたいと、最後にもう一度お願いを申し上げまして私の質問を終わらせていただきます。あ

りがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

ここで暫時休憩をいたします。2時10分に再開をいたします。

午後2時00分 休憩

午後2時12分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

続きまして、12番 河村志信君の発言を許します。

河村君。

○12番（河村志信君）

今回の一般質問の最後となります。

今枝議員のほうから認知症という言葉が何度も何度も発せられまして、いよいよ私も近づいたかなど、認知症にならないよう市政とか議員活動に励みまして、少しでも先に伸ばしたいなと思うところがございます。

まず冒頭に、今から20年前、平成の大合併により本市におきましても根尾村、本巣町、糸貫町、真正町の4町村が合併し、本巣市がスタートしました。20年といえば、人間でいうところの二十歳、いよいよ本格的に社会に出て活躍をするタイミングかと思えます。

この2月には、合併20年の記念式典が催されました。7月16日には分庁舎方式を改め、一本化された本庁舎がスタートいたします。秋には、市主催の記念イベントが計画されているとお聞きしております。2024年度中には、宿願であった東海環状自動車道も開通し、糸貫には新しいインターができます。このチャンスを生かし、さらなる本巣市の発展を願うものであります。

社会問題としての人口減少、若い世代の都市部への流出、本市に生まれ、本市に育ち、学び、そして地元就職して長く住み続けていただくことが持続可能なまちの実現かなというふうに考えております。

では、質問に入ります。

新しく7月に開庁される本庁舎に関しまして、従来の分庁舎、本巣、糸貫、真正につきまして現在跡地の検討がされているところがございます。

大きな1番、本庁舎の跡地をコミュニティーセンターへというのを取り上げたいと思えます。

現在、本市におきましては4つ、真正、糸貫、本巣、根尾の公民館があります。公民館は、昭和24年に制定された社会教育法に基づき、公立公民館と各自治会が設定している自治会の公民館とがあります。ある意味で、公立の公民館の機能、果たすべき役割が、市民の方にはいま一つちょっと分かりづらいのではないかなというのを感じております。

本市の4つの公民館、これを条例公民館とします、は教育委員会、社会教育課が管理し、様々な活動がされています。公民館は、市町村その他の一定区域の住民のために実際生活に即する教育、

学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするとあります。ちょっと難しい言葉になっております。

学校教育法により、小学校から大学まで制度化されているとすれば、社会人から高齢者に至るまでは社会教育法に基づいて長く関わることとなります。よって、よりもっと多くの社会人の皆さんが公民館のお世話になるべきと思います。でも、現実に行くことも少なく、その中身はあまり知らない、ごく一部の方が利用されているというのが現状ではないでしょうか。

3つのところを述べます。

まず1番、集いの場、自主的な学習活動の支援、2番、学びの場、生涯学習の中核施設となる、3番、結ぶ場、世代を超えた地域づくりの拠点とあります。

公民館と類似した施設にコミュニティーセンターがあります。本市にはないようですが、このいずれも地域住民のための集会を中心とした場とあり、公民館とは違いコミュニティーセンター、いわゆるコミセン、は自治省、現在の総務省によりコミュニティー振興政策の一環で制定されています。教育的な色合いが濃い公民館に対し、より住民の方が自主的に自由にコミセンへ集まり、市民発想、市民目線での活動ができる場と想像します。

新しく完成する庁舎は、どちらかといえば行政、職員の方の事務的機能が主となります。逆に、市民の方が主体となって利用できる中央公民館的な機能を持つコミュニティーセンターが、これからの時代、市民にとっても一番望んでいる施設ではないでしょうか。

土・日の休日に利用できる、平日も仕事が終わってから利用できる。その例として、岐阜市のみんなの森メディアコスモス、メディコスといわれていますね、はとても人気で、メディコスの大きな3つの機能としましては、知の拠点、図書館や各種セミナーが行われております。2番、絆の拠点、市民活動交流センターとして多くの方が利用されております。3番、文化の拠点、展示ギャラリーがあったり、みんなのフリースペースもあるというふうにお聞きしております。

メディアコスモスの来館者数は、年間100万人ほどの方が利用されていると、これは岐阜市民の方が年に2回以上利用していると、すばらしい数字が出ております。その内容は、地域のコミュニケーションアップ、文化活動、生涯学習、それらを通じての生きがいの創出など、今の時代に大切なことばかりです。

では、質問に入ります。

(1)本市の公民館活動の主な内容はどのようなものでしょうか。具体的な活動事例はいかがなものでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川教育委員会事務局長に求めます。

瀬川君。

○教育委員会事務局長（瀬川清泰君）

本市の公民館活動の内容と活動事例についてお答えします。

公民館は、子どもから高齢者までの幅広い世代が文化や教養、地域課題等を学び、生きがいや健康づくり、仲間づくりなどを目的した社会教育法に基づく施設です。市内には4つの公民館があり、それぞれの地域の特性を生かし、市民が集い、学ぶ場となる役割を担った拠点となっています。各公民館は毎年運営方針を策定し、その方針に基づき重点を定め運営しています。その主な内容としましては、公民館講座や教室、青少年育成活動、公民館事業に関することです。

具体的な活動事例につきましては、1つ目の公民館講座や教室では、茶道、フラワーアート、陶芸教室など、文化やスポーツに関する講座を開講して、幅広い世代の方に参加していただいています。2つ目の青少年育成活動では、各公民館が青少年育成の拠点となり、あいさつ運動、地域ラジオ体操、ふれあい会議などの企画やその運営の支援を行っています。3つ目の公民館事業では、各公民館独自の事業としてクリーン活動やボランティア活動などを行っています。そのほかに、地域ごとの各種団体の会議や合唱やダンスなどの練習も行われており、市民が主体的に活動できる場となっています。

今後も各地域の特性に応じ、子どもから高齢者までの誰もが身近な施設として利用していただけるよう、様々な活動の拠点となり、集いの場、学びの場となるよう運営を行ってまいります。

〔12番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

河村君。

○12番（河村志信君）

公営の公民館ということで、社会教育の一環というのが主になるということは理解できますが、より多くの市民の方が自由に、気軽に、楽しく、面白く利用できるコミュニティーセンターみたいなものを私は想像いたします。

次の質問に入ります。

(2)本市にはないコミュニティーセンターを導入のお考えは、その場合の課題と問題はいかなるもののでしょうか、お願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林君。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えさせていただきます。

本市では、平成16年2月の町村合併時に旧町村から継承いたしました公民館を地域づくりの中核施設として、また教育・文化・スポーツに関する各種事業の拠点として、地域住民の参画の地域づくりや自治能力を養う地域コミュニティー活動の拠点として活用してきた経緯がございます。

また、現在、各公民館では、先ほどございましたように各地域の実態やニーズを受け止めながら、地域性であったり、個別性を生かした公民館活動を積極的に展開していることに加え、各種団体や青少年活動の拠点として、また中学校区ごとに設立したコミュニティースクールの拠点としても位

置づけている等、単なる公民館としての機能を超えた様々な活動を行っているところでございます。

公民館の統合に当たっては、令和3年12月議会定例会におきまして、可能な限り4つの各地域に根づいた公民館の運営を継続していきたいとし、一方で老朽化が進む糸貫及び真正公民館につきましては、他の公共施設を活用する複合化を予定することとして一般質問において答弁をさせていただいております。

一方で、議員から御指摘、御提案のございましたコミュニティーセンターについて、公民館の施設利用基準が緩和された住民の使用範囲や活動範囲が広がる施設として、従来から公民館のある地域に新たにコミュニティーセンターを整備するのではなくて、地域住民と十分な検討期間を経た上で既存の公民館をコミュニティーセンターへと移行している市町村があることについては認識をしております。

しかしながら、本市の地域の実情に踏まえた公民館が、これまで果たしてきた役割とこれから果たすべき役割に対する現状を鑑みますと、現在の公民館活動の在り方がコミュニティーセンターとしての機能も十分果たしていると考えられることから、現時点におきましてはコミュニティーセンターを新たに整備する予定はございません。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

河村君。

○12番（河村志信君）

御答弁の中にあります現在の4つの公民館を統廃合という形より、現在の4つの公民館が機能していることは評価したいなと思います。

今回の質問に至りました経緯が、本庁舎の跡地をコミュニティーセンターへと、この建物のスペースを活用したいということで、地域の住民の方から熱い要望を私もお聞きしている中での一般質問でございまして、やはり地域の方、本巢の市民の方の要望を実現していくことも重要な議員であり行政の仕事だと考えますので、前向きにまた今後も検討していただきたいなど。特に、市民活動支援、イベントのお話も今日も御答弁にありました、やはりまわる市民協働という言葉もございまして。市民活動支援という部分で、市民が自発的にいろいろなことを提案し、発案し、実現していくと、これこそが住んでいる方にとっては自分の思いが実現するいいまちだと思えるのではないかなという思いでおります。

次の質問に入ります。

(3)本庁舎跡地の利活用の構想は。本庁舎跡地をコミュニティーセンターにという要望が市民からはあるが、実現の可能性はいかかなものでしょうか、お願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

新庁舎建設に伴う旧庁舎等の利活用の検討につきましては、現在、旧庁舎の跡地利用の検討を行うために本巢市公共施設等跡地利用検討委員会を設置し、その検討委員会において作成した利活用方針案について、市民への意見公募、いわゆるパブリックコメントを実施したところ、防災の拠点としての活用、作品展示の場所としての活用、図書館としての活用、ドッグランを造ってほしいといった御意見、御要望をいただいているところでございます。

今後、検討委員会からの提言を受けた上で、さらなる市民との対話を通じて最終的な利活用方法を決定し、実現していきたいと考えておりますが、検討委員会において市の財政状況が厳しい中、どれだけ市が跡地利用の事業実施のために予算を確保できるのかを市民に示した上で対話を実施するべきとの意見が出ておりますので、まずは市民の皆様との対話をどのように実施していくかを検討していきたいというふうに考えております。

[12番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

河村君。

○12番（河村志信君）

やはり、市民の方が主体という部分で対話の機会を多く持っていただき、市民の声が反映される施設を今後もお願いしたいなと思います。

私なりの思いですが、コミュニティーセンター、まず1番、文化活動の拠点、芸術活動工房、展示ギャラリー、音楽の練習スタジオ、講座セミナーの部屋、先ほどもありましたスマホ教室であるとかパソコン教室、それから図書館と。2番に、スポーツ活動、レクリエーションですね、軽スポーツ、ダンス、ゲーム、ヨガ、健康体操、アスレチックジム、各種クラブサークルの活動の場というものも考えます。3番、子どもの遊び場、なかなか外で遊ぶ子どもさんの場所がない中で、コミュニティーセンターの中で子どもの遊び場があるといいなと、自由広場、それと学習スペースというのがあると思う。4番として老人の憩いの場、サロンですね。福祉の場であり、そこで将棋とか囲碁だとかマージャンを楽しんでいただく。そして、5番として、やはり防災拠点としてそれが機能するというのが、理想な私の思うコミュニティーセンターかなと思ひまして紹介させていただきました。

では、大きなテーマの2番に入ります。

これも、多くの議員の方が質問されております。この1月、元旦の悲惨な能登半島の地震から何を学ぶかと、我々もちろん救援だとか、義援金だとか、そういう対応もございしますが、やはりそこから何を学ぶかが大事ななというふうに考えております。

1年のうちで一番多くの方が楽しみにしている新年、お正月、その元旦を襲った能登半島地震。多くの家屋が倒壊し、輪島市内では大規模火災が発生し、水道は止まり、主要な道路も寸断され、孤立集落も多く発生しました。その犠牲者は240人以上とか。年に一度ふるさとへの帰省、久しぶりに会う家族の団らんを襲った地震災害、それは非情としか言いようがありません。改めて犠牲に

なられた方々の御冥福をお祈りいたします。

さて、本市、本巢市でも明治24年、133年前にマグニチュード8.0の濃尾地震が発生しました。その犠牲者は7,000人以上。地震の頻度につきましてはいろいろな数値がございます、百年に一度だとか、千年に一度とか言われますが、その周期はいまだに解明されていません。つまり、本市においても明日にでも来るかもしれません。何年に来るとかは予測ができません。30年以内に起こる確率が高いと言われる東南海地震も、いつ発生するか分かりません。要は、いつ来ても大丈夫なように備えるのがベストのようです。

しかし、現状では本市での防災対策はいかがなものでしょうか。この辺は、大きな台風も来ないし、地震もないし、いいところやという声を多く聞きます。災害は忘れたころにやってくるという言葉は古された言葉です。何もないことはありがたいことですが、何が起きても大丈夫であればさらに安心だと思います。慌てることなく、落ち着いて災害への対応ができます。予測と備え、備えを常に、これはボーイスカウトの合い言葉です。仮に大きな災害が発生したとしても、本巢市民は安心して避難対応ができるのが理想ではないでしょうか。

真冬に発生した今回の能登半島地震での新聞記事より、布団のない体育館の床は硬くて冷たかった、背中は痛いし寒くて眠れない、想像しただけでも困難な避難所生活が読み取れます。灯油ストーブは備蓄しているが、灯油が尽きて足りない、停電等でエアコンが動かず、事例は多くニュースに出ておりました。また、やるべき真冬の避難訓練は職員や参加者への負担が大きく、ほとんど自治体では実施できていないのが現状です。

質問に入ります。

(1)地域防災計画、ハザードマップの見直し、更新はどのような状況でしょうか。お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、地域防災計画、ハザードマップの見直しの状況につきましてお答えをさせていただきます。

地域防災計画につきましては、令和2年7月豪雨災害の検証、令和3年5月の災害対策基本法の改正及び岐阜県内外で発生しました災害の検証等を踏まえまして岐阜県地域防災計画の修正等に基づき、令和5年3月に修正いたしました。

また、令和6年7月から庁舎機能が新庁舎に移転、統合することから、組織改編による災害対策本部の組織及び事務分掌の変更と、さらに修正された岐阜県地域防災計画の内容、また今回の能登半島地震の状況を踏まえ、現在、更新作業を行っているところでございます。

ハザードマップにつきましては、令和3年の水防法の改正に伴い、岐阜県の洪水浸水想定区域図が変更され、また令和5年に本巢地域と根尾地域の土砂災害警戒区域が変更されたため、その変更

を踏まえ令和6年度に更新いたします。あわせて、庁舎統合により従来のハザードマップを大型化し、指定避難所や避難場所、避難ルートを分かりやすく示すことで市民の皆様方の早期の避難完了につなげてまいりたいと考えております。

[12番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

河村君。

○12番（河村志信君）

今回の質問に至りまして、私自身も非常に不勉強な部分がございます、いろいろ今回資料を取り寄せてみました。

まず、ハザードマップ、これもこういう形で、小学校校区単位ですかね、作られております。よくよく見ますと、まず浸水の可能性のあるところが水色であるとか、それから土砂崩れの可能性のあるところが赤だとか、塗られております。

ただここで、避難所等も小さく載っておりますが、避難ルートについては載っておりません。当然、避難ルートというのは各住んでいる場所によってルートが変わりますし、それから洪水とか地震によっては道路がなく欠損しているとか、橋が落ちているとかいう状況によって刻々と変化するというので、避難ルートについては今後検討されるのかちょっと分かりませんが、やはりそれぞれがハザードマップを理解し、今ここにいたらこの避難所へどう行ったらいいかというところは、やはり各個人が考えないといけないことだと、まさしくこれが自助だとは思いますが、そのようなことをこのハザードマップから学びました。また、令和6年度には更新されるということで、また完成しましたら勉強したいなと思います。

ついでと申すは申し訳ありませんが、県のほうから先般、ホープ防災士のときに講演いただいた岐阜大学の高木先生が監修ということになっておりますが、ぎふ防災ハンドブックと、これも見ますと非常にこと細かくいろいろなことが載っております。これは21年ですので、これも新しいのが出てくるというふう聞いておりますので、また最新版を皆さん手に入れられて、また一人でも多くの市民の方に手に取っていただくといいかなと思います。

災害といいますと、どうしても地震であるとか、台風、風水害、それ以外にも山火事、それから火山、火山といってもこの辺はちょっと遠いですが、あと雷とか、それから竜巻とか、それから水難事故等もある意味災害と、例年のように根尾川で水難事故がございます。あらゆるものに生き残るための防災のハンドブックというのを参考にされるといいかなと。

それと、先般のホープ防災士のときに高木教授より示された減災教室というチェックリスト、これも私も初めてやってみて全然点数が取れてなかった、分かっているようで分かっていない、実際、点数にしてみると私の場合は三十何点というふうなことで、これは生き残れないなと実感したわけですが、20の項目をチェックすることによって、また自分自身の知識とか状況が理解できると。

あと、これはちょっと余談というか、昨日の御答弁にありました耐震補助制度というのも今回手に入れまして、昭和56年ですから43年以前につくられた家屋につきましては耐震基準を満たしてい

ないということで、無料の診断がやっていただけるということは載っております。細かいことは、やはり産業建設のほうで御相談されてやるべきかと思いますが、こんなのも御紹介させていただきます。

次に、質問の2に入ります。

各自治会における自主防災組織の現状はいかがなものでしょうか。災害訓練はどのような内容で実施されているかをお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、各自治会における自主防災組織の現状と防災訓練の実施内容につきましてお答えさせていただきます。

市内には118の自治会があり、各自治会において113の自主防災組織が結成されており、組織率は95.8%となっております。阪神・淡路大震災では、倒壊家屋等から救出された方のうち約8割が近隣の方による共助により救助されました。そして、東日本大震災では自助・共助・公助が連携することで大規模災害後の災害復興がうまく働くことが認識されました。このため、平時から各自・各家庭で食料・飲料水等の備蓄、家具の固定・耐震化等を進め、地域で起こる災害の危険性や避難経路を把握し、地域の方と協力することが必要となります。

市では、公助による防災力向上のため各自治会におきまして自分たちの人命・財産を守るため、自発的に策定する地区防災計画の作成を進めております。令和2年度より土砂災害から身を守るため、3自治会が地区防災計画の作成に取り組み、令和4年度に本巣市地域防災計画に定めたところでございます。令和5年度は4自治会で計画の作成に取り組み、12月と1月に作成した避難行動計画に基づき避難訓練を実施したところもでございます。

また、8月27日に風水害を想定した市総合防災訓練を実施し、ハザードマップによる避難経路の確認や防災資機材の点検、要配慮者・避難行動支援者の安全確保、協定締結先である企業への避難等それぞれ訓練を実施していただいております。

[12番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

河村君。

○12番（河村志信君）

改めて、自助であり共助の重要性を再確認させていただきました。

自主防災組織の組織率が95.8%と、これは安心できる数値かなと思いますが、その中身についてはまだちょっと心配な部分が多くあるんじゃないなと感じております。また、地域防災計画は118の自治会のうち4自治会ということで、まだこれからかなということを感じます。

この地域防災計画につきましては、今後、現在、本巣市で進めて、ジュニアの防災士の方とか、

ホープ防災士の方もお手伝い願って、いろんな実現性の高い組織が、防災計画が立てられることを願うものでございます。

次に3番、避難所の運営訓練は実施されていますか。寒さ対策や暑さ対策はいかがなものでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、避難所の運営訓練の実施と寒さ対策や暑さ対策につきましてお答えをさせていただきます。

市が避難情報を発令した場合、市の指定避難所を避難所として開設しますが、速やかに開設できるよう出水期前の5月と6月に市内の各小・中・義務教育学校におきまして、各学校の教職員とともに避難所の開設訓練を実施し、避難者の受付の手順の確認や防災備蓄倉庫の資機材の確認をしております。

また、今年度の市総合防災訓練では、発災時、避難所の円滑な設営と避難者による自主運営がスムーズにできるよう、糸貫地域の自治会を対象としまして糸貫中学校で避難所設営及び運営の訓練を実施し、避難所のレイアウトの確認や段ボールベッドの設営、簡易テントや簡易トイレの確認、非常炊き出し訓練を行いました。

避難所の寒さ、暑さの生活環境対策といたしまして、冷暖房設備を令和3年度に本巢中、糸貫中、真正中に、令和4年度事業といたしまして真桑小、席田小、令和5年度に本巢小、弾正小にそれぞれ設置したところでございます。また、令和6年度には外山小、一色小、令和7年度には土貴野小、根尾学園にそれぞれ設置を予定しており、市の指定避難所であります市内の全小・中・義務教育学校に設置をいたします。

さらに、寒さ対策といたしまして、各防災備蓄倉庫に災害救助用毛布を合計2,600枚備蓄しており、段ボールベッド100床や寄贈いただいたマットレス50枚を保管しているため、開設された指定避難所において避難者に使用していただきます。また、マットレスにつきましては2月末に株式会社イノアックコーポレーションとの間で災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定を締結したことから、大規模災害発生時には無償で提供していただけるようになったところでございます。

東北の大震災が3月11日、能登半島地震が1月1日に発生するなど、寒い時期に被災した場合、避難所を運営する上でどのような対策をするべきかを確認するため、令和6年度には8月末の防災訓練に加え、1月に大地震を想定した訓練を実施できないか、現在検討しているところでございます。

[12番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

河村君。

○12番（河村志信君）

何度もお話ししておりますが、災害は時間、季節、待ってくれません。真冬であったり、真夏であったり、時間も深夜であったりと、あらゆる場面を想定した避難訓練が重要だというふうに感じました。

次に、(4)の質問に入ります。

想定される断水に対しての水の確保は、停電に備えた体制はいかかなもののでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を谷口上下水道部長に求めます。

谷口君。

○上下水道部長（谷口博文君）

それでは、想定される断水に対しての水の確保は、停電に備えた体制はについてお答えします。

本市では、被災直後における飲用水等の確保のため、配水池には震度5以上を感知すると自動的に作動する緊急遮断弁を設置しており、同じく配水池に設置されている緊急給水設備からの給水が可能となっております。加えて、被災により配水施設等が破損した場合を想定し、ブロック間で相互に水が融通できるように基幹管路を接続する緊急時用連絡管の整備についても現在進めているところです。

また、停電に備えた体制につきましては、各浄水場に非常用自家発電装置が設置されており、停電時においてもおよそ12時間程度は稼働し、正常な水をつくることのできる備えとなっております。

しかし、北部地域の一部では、浄水場から離れた箇所にある取水施設等につきまして非常用自家発電設備が設置されていない施設もあり、停電時には井戸から水を汲むことができないため配水池で貯留している水で対応する状況となっております。配水池の貯留量につきましては、1日のうちで最も多い1時間の使用水量で12時間程度の水量を確保できる設計となっております。

[12番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

河村君。

○12番（河村志信君）

今回の能登の地震で、水の確保というのが非常に重要であるということを痛感いたしました。地形的に、能登半島という地形と本巣市とは地形が大きく違うと。本市には根尾川であったり、糸貫川が流れている中で、また状況は違うかもしれませんが、やはり水、それから電気、インフラの確保を多く、行政のほうへお願いするものでございます。

最後、(5)避難経路や救援時の道路の確保はいかかなもののでしょうか。孤立する箇所の想定は、地震、洪水、強風による倒木、土砂崩れによる道路の寸断などはいかかなもののでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木君。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、まず道路の確保についてお答えいたします。

本市において、災害が発生した際には、まず初動対応として道路及び河川施設の被害情報の収集に努め、早期に被災箇所の特定を行い、災害時応援協定等を締結している国・県及び建設協会など関係機関の協力を得ながら人命救助を優先させた道路啓開に努めていきます。

次に、孤立する箇所の想定についてお答えします。

地震、風水害に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積により、人の移動、物資の流通が困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となる状態となる孤立予想地域は、令和5年2月の岐阜県孤立地域対策指針に県内639地域28市町村が指定されており、うち本市は根尾全地域を含む33地域が指定されています。

こうした孤立地域の解消のため、土砂災害等による道路の寸断を未然に防止することも含め、現在も国や県において砂防事業や道路のり面対策等を実施していただいておりますが、継続して要望するとともに、家屋の倒壊による耐震化の啓発に努め、地域の安全度を高めてまいります。

[12番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

河村君。

○12番（河村志信君）

災害のたびに発せられる言葉に、想定外という言葉がございます。ある意味便利な言葉で、想定外であったら仕方がないというのでは悲惨な被害を軽減させることができません。二重、三重の備え、Aというルートが駄目ならB、BというルートがCというくらいの思いで常に備えていただくことが、安心して本市に住めることかなと考えます。

アウトドアが趣味ということは何度もお伝えしておりますが、その中にサバイバルという言葉がございます。分かりやすく言えば生き残り、あらゆる状況に対して自分の持っているもの、周辺のものを利用して生命を維持する、これがサバイバルという言葉かと思えます。災害時には特に重要な意味を持つ言葉です。

自助・共助・公助、特にやはり自助が大切なのはと私は考えます。災害はいつ、何どき、どこで起きるか分かりません。自宅にいることを想定した避難訓練は多く実施されていますが、現実には仕事先であったり、通勤途中であったり、旅行中で知らない土地であったり、あらゆるケースがあります。その場合にどうしたらいいか。それはやはり各個人が対応しないことには、ある意味誰も助けてもらえません。今、自分がいる場所で被災したときに、どういう避難ルートでどう避難場所へ行けばよいか、これが重要となります。

岐阜県の場合、先ほどお伝えしました防災ハンドブックに載っております。それから、減災教室の中にQRコードでハザードマップへ入れるサイトがございます。多分これが、海外はちょっと分

かりませんが、国内で旅行中でも何かあったときにQRコードをかざせば、この辺が危ないだとか、こっちの方面が危ないだとか、このルートでここへ避難すれば助かるだとか、そういう情報が取れる時代でございます。

そんなのも含めて、最新の情報を持って一人一人、一人でも多くの方が生き残る、災害の被害に遭わない、これが今回の能登半島地震から私の学んだ部分でございます。また、市民の皆さんもいま一度災害についての備えを充実させていただければありがたいと思います。

これで今回の質問を終わります。ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

3月28日木曜日午前9時から本会議を開会しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時57分 散会

